

# 南北戦争と東アジア 一八六一年徳川家茂ⅡA・リンカーン往復書翰をめぐって

横山伊徳

East Asia and the Civil War in 1861 : International Relations around the Sovereigns' Letters Exchanged between Shōgun and Lincoln  
YOKOYAMA Yoshiori

はじめに

- ① 将軍書翰とアメリカ国務長官スワード
- ② アメリカの対日制裁提案とイギリスの中立宣言
- ③ オランダにおける対日賠償問題とヒュースケン暗殺
- ④ アメリカの提案後のイギリスとオランダの反応
- ⑤ リンカーン親書
- ⑥ 南北戦争と幕府  
おわりに

## 論文要旨

一八六一年は、老中久世広周と安藤信正らが、前年に倒れた井伊直弼により着手された和宮降嫁を実現する過程と理解される（文久元年十二月十一日、江戸城入奥）。そのため、幕府は対外政策に対する朝廷の意向を汲まざるを得なくなり、両都両港開市開港延期のため条約締結国へ将軍書翰を送ることとなった。そのうちアメリカは、大統領リンカーン親書としてこれに答えた。このことはこれまでほとんど検討されることはなかった。したがって、彼の親書がどのような内外の政治を反映したものであるか、親書が幕府の政策にどのような影響を与えたか、について意識されたこともなかった。本稿は、リンカーンや国務長官スワードの動きを分析するため、オランダを始め、イギリスなどの情報を用い、米国公使館通訳ヒュースケンの襲撃殺害事件をきっかけとするアメリカの対日強硬政策の形成とその転回を明らかにする。それらの情報

は、各国の、南北戦争勃発直後のリンカーン政権への評価とつながっている。同政権は北軍の困難を背景に当初煽動した対日実力行使を放棄し、条約違反行為に対するペナルティを含蓄する条約遵守の要求へと転換する。幕府は外国人殺傷に対する金銭賠償要求を受諾し、このことはオランダ（船長殺人事件）、イギリス（東禅寺事件）、フランス（旗番負傷事件等）へも波及した。その後賠償要求が、幕府の外交を困難に陥れたことはよく知られている。南北戦争と環大西洋世界の国際政治はリンカーン政権の対日政策転換をもたらし、幕府外交は隘路にはまっていくなのである。

【キーワード】 南北戦争、リンカーン、徳川家茂、スワード、将軍書翰、大統領親書、オランダ、外国人殺傷事件賠償、両都両港開市開港延期、パリ宣言

## はじめに

一八六一（文久元）年、幕府の外交課題は両都両港開市開港延期の実現に収斂していた。開市開港延期問題とは、安政条約で規定されていた、江戸開市（六二年一月一日）と大坂開市・兵庫開港（六三年一月一日）・新潟開港（六〇年一月一日、既に延期されていた）の実施を延期するということであり、既に前年六〇年から幕府は在日外交団に交渉していた<sup>①</sup>。これは新規のプロシヤとの条約に取入れられる一方、条約締結国にとっては条項改定にあたり、通常の外交代表部の権能を超え本国の了解が必要ということになり、將軍名で条約締結元首に宛て延期の提議を行うことになった（六一年五月二日、文久元年三月二十三日）。これに併せて幕府は延期談判のためヨーロッパに使節を派遣する準備を開始した。

本稿は、この將軍書翰に対するアメリカ大統領リンカーン親書の家茂への捧呈（六一年一二月六日、文久元年十一月五日）に至る経緯を明らかにすることを第一の目的とする。その上で、この経緯を、南北戦争勃発を契機とする対日条約締結国間の国際政治過程<sup>④</sup>と位置付ける。結果として、その後の外国人殺傷事件に際し幕府が賠償金を支払うことを余儀なくされていく、と指摘することを第二の目的とする。そして、そのことは幕府は外国の圧力に弱いという世論を増幅し政局を困難に陥れ、幕府外交は隘路をたどっていく。それを踏まえ、環大西洋史にとって画期をなした南北戦争と、東アジア各地における政治動向との関係を展望したい。

## ① 將軍書翰とアメリカ國務長官スワード

### 一、將軍書翰

一八六一年五月二日付アメリカ大統領リンカーン宛將軍徳川家茂書翰（いわゆる国書、以下当時の表記に従い「書翰」とする）の現状については既に簡単に紹介した<sup>⑤</sup>。当初六〇年の時点では老中書翰が企図されたが、ハリスの意向を踏まえ將軍書翰となり、遣米使節の持参した將軍書翰に倣って和学講談所が起案した（六一年三月二日、文久元年二月十一日）<sup>⑥</sup>。この文案はあまり修正されることなく、五月二日付將軍書翰（兵庫および新潟の港を開き、また江戸・大坂の市町にて外国の人も商ふ業を営むべき条は……暫く開くべき期を延むとす）に直結する形で固まっていた。

一方で、ハリスやオールコックなど在外外交団にあっても、前年からの老中の延期要請に対して、条約の文面通りの実行を迫ることに困難を感じるようになっていた。特にヒュースケン殺人事件（六一年一月五日、万延元年十二月五日）が、生命の危険への警戒心を外交団に植え付けた。その結果英仏両公使は横浜へ退去し、米国弁理公使ハリスは、江戸は安全、ヒュースケンは危険回避義務を怠った、として江戸にとどまった。ハリスは事件発生から外交団の分裂まで、逐一國務長官に報告した<sup>⑦</sup>。

実際延期交渉のため使節派遣が具体化すると、外国人殺傷事件が頻発する現状をふまえ、オールコックは外務大臣ラッセル宛に、江戸開市を「認めることの唯一の起こりうる結末は、……外国人の大量虐殺」とし、江戸開市の条約通りの実施は「時宜を得ず危険」という意見を述べたが、両港開港延期については慎重な姿勢をとった（六一年四月一日、文久元

年二月二日)<sup>(8)</sup>。一方で、將軍書翰を送付したハリスは五月八日に、「同僚と協調して職務を遂行するため」として開港開市交渉での自由裁量権を求めたが、その行動は不信感を他の外交団に与えていた。外交団には、どこまで幕府の提議を容れるか、如何なるスタンスで幕府に対応するかについて合意はなかった。

## 二、アメリカ國務長官スワード

次に、この將軍書翰と添状としての老中書翰を受け取った大統領リンカーンと國務長官スワードの政権の成立について素描する<sup>(10)</sup>。一八六〇年一月六日次期米大統領にリンカーンが当選した。ピアス（日米和親条約批准）、ブキャナン（通商条約批准）は民主党であったが、同党はこの選挙で分裂し、新生共和党の大統領誕生（六一年三月四日就任）となった。

民主党の分裂は奴隸制問題にあった。反奴隸制論者だったリンカーンは共和党大統領候補となり勝利を収めた。しかし、同時に南部分裂の動きは激しくなった。世論が分裂するなか、有力な共和党大統領候補でもあったスワード（もとニューヨーク州知事）は反奴隸制論者であったが、合衆国分裂によってもたらされる英仏の干渉を嫌い、国内戦争を回避し合衆国としての一体性を保持することを重視していた。

四月一日スワードは、内外政策に対する覚書（April Program）<sup>(11)</sup>をリンカーンに提出した。これに対してリンカーンは直ちに反論を寄せた。南北戦争勃発直前の両者の違いを明らかにするやりとりとして知られている。ここでは、スワード外交を中心に整理しておく。

それらは①海上封鎖準備のため、海外に駐留する海軍力を帰還させる、②スペインとフランスに宣戦布告を用意する、③イギリスとロシアへは会談を求める、④米大陸諸国へは外国の干渉を避け独立する気概を高めるよう使者を派遣する、というもので、一見すると軍事的色彩の濃

い外交政策と見える。すでにリンカーンは三月下旬南軍に包囲されたサムター要塞救援を決定したにもかかわらず、スワードがその決定直後にこうした提案を行ったのは、サムター要塞の事実上の放棄、すなわち、南北戦争勃発回避を求めたものともいわれる。対外戦を煽ることにより国内政策を有利に運ぶ対外戦万能薬とレッテルされた手法である<sup>(12)</sup>。開戦前のこの時点では米国の統一維持を図るために、スペインやフランスをいわば仮想敵としたのである。これは後に述べる対日政策覚書の手法と重なる。リンカーンはスワードの提案を容れず、四月中旬サムター援軍派遣を実行し、南軍の挑発にのり却って要塞を放棄せざるを得なかった。南部優勢で戦争が勃発した。

実際戦闘が開始すると、南部は免許状を発行し私掠船による商船拿捕を宣言した（四月一七日）。対抗してリンカーンは南部の拿捕免許状を無効とし、直ちにヨーロッパ各国と南部の交通を断つ海上封鎖を宣言した（四月一九日）。しかし、海上封鎖は国際法上戦時に使われるので、南部の主権（交戦権）を認めることとなり、英仏などの干渉を引きだしやすいと反対論も強かった。一方、イギリスはこれを実質的に *paper blockade* と見做していた<sup>(13)</sup>。しかもこのとき、クリミア戦争の結論である一八五六年パリ宣言（戦時に私掠を禁ずるとともに中立国船や中立国貨物の自由を大幅に認める<sup>(14)</sup>）を、私掠船を重要な海軍力と考えていたアメリカは受け容れていなかったため、私掠や戦時認定に対する国際法理解が英仏などと異なっていた。そこでスワードはパリ宣言受け容れの交渉開始を英仏駐在公使などへ訓令した（四月二四日）。この交渉は混迷し、イギリスは戦争状態が発生しているとして、中立を宣言するに至る（五月一三日）<sup>(15)</sup>。

## ② アメリカの対日制裁提案とイギリスの中立宣言

### 一、スワードの提案

こうした状況のワシントンに届いたのが、ヒュースケン暗殺の報であつた。一八六一年五月一日のことである。ここまでに至る経緯を整理すれば、プロシヤとの条約締結に活躍したヒュースケンが攘夷派に暗殺される事件を受け、駐日外交団が幕府側の求める江戸開市をはじめとする条項の実施延期という選択肢も考え始めたとき、アメリカでは南北戦争がサムター要塞をめぐる開戦となつた。リンカーン政権は南軍との本格的衝突に備え、イギリスへの対応に腐心する真只中に、ハリスから米国公使館員ヒュースケン暗殺の報が至る、ということになる。但し、一般的にインド洋経由で日本情報が行わたるの、アメリカよりヨーロッパの方が早く、また信頼度を別にすれば、同事件の情報は後に述べるように既に四月段階でアメリカでも入手されていた。

従つて、スワードの動きはハリスの公文到着を待っていたかのように速かつた。すなわち一四日、ワシントン駐在の対日条約締結国の外交代表部宛に次の書翰を寄せた。<sup>(17)</sup>

大統領は、この問題を取り巻く環境に変化がなかったならば、おそらくハリス氏の提案（江戸開市延期を指す）に従つたことでしょう。しかし、最近の公文で、江戸のアメリカ公使館の通訳ヒュースケン氏が、去る一月一五日の夜、かの町の通りで待ち伏せされ、暗殺されたことを知りました。……

アメリカ市民と外交代表へのかかる権利侵害について、日本の政府は満足な説明を行っていません。その一方で、犯罪者を処罰に持つていくことができないことを事実上認めました。

……外国貿易に国を開く政策に反対する党派が、かかる時にかかる手段で勇気づけられ、おそらく条約のあらゆる利益を失う結果になるだろう革命を引き起こすことでしょう。同じ関係を保持する他の国々は、同様の不運に巻き込まれるでしょう。かかる理由により、大統領は条約によって記された江戸開市の期日を延期することは承認すべきではない、という意見です。

しかし、この非常事態は、江戸の外国人居留地を安全にするだろうあらゆる種の示威行動を起こすことを必要とします。かの地の外国代表たちでさえ、もし日本政府の側のふがいなさに伴つて民衆蜂起が起これば、深刻な危険に曝されるでしょう。

合衆国政府は、次のようなごく単純なやり方でおそらくこの危険を防ぐことができると思っています。すなわち、合衆国と趣旨の条約条項を持つ他の国々すべては、もし日本政府が直ちにヒュースケン氏の暗殺者処罰を保証するあらゆる可能な努力を行わないのであれば、賠償を取り立てることに、そしてまた、条約に従つて来る一月に開かれたのち江戸に居留するであろう外国人に対して如何なる侮辱や傷害がなされた場合にも、はつきりと強力な抗議をする〔faire réclamation〕<sup>(18)</sup>ことに、本政府と協力し共同するという各国の意欲と決意を日本政府に宣言していただきたい。

つまり、幕府の江戸開市延期という要求はハリスに概ね了解されたが、リンカーン政権は幕府のこの要求をヒュースケン暗殺により拒否し、期日通り一八六二年一月一日付で外国人居留地として江戸を安全に開くことを条約締結国の一致協力した実力をもって要求することを呼びかけたのである。国内的には四月のサムター要塞攻防戦以降小康状態のまま北部の戦闘準備が進められ、対外的には海上封鎖に関わつてイギリス（やフランス）との間で外交戦が繰り広げられていたなかで、アメリカ主導で対日共同圧力を呼びかけた。リンカーンとスワードは、ハリスの上申



を却下し対日強硬策を唱え、日本への国際的圧力を口実として、ヨーロッパに対する主導権を示そうとしたのである。<sup>(18)</sup> またそれとの関係で、ハリスが採らなかつた、ヒュースケン暗殺に対する賠償に言及したことは注目しておきたい。

なお、一六日ハリス宛に訓令<sup>(19)</sup>が出る。スワードはハリスの要請に従って死亡時までのヒュースケン氏の給与を送金したとする一方、「〔江戸開市の〕問題に私は最近関心を抱いた」とし、覚書をプロシヤ公使はじめフランス、イギリス、ロシア、オランダに宛てたので、返事が来ればその内容を伝えるとのみ訓令した。

## 二、イギリスの中立宣言

スワードが駐米イギリス公使に対日共同行動を提起したその前日五月一三日、ロンドンでは女王の名において南北戦争への中立宣言が出された。アメリカのパリ宣言受諾表明後の米英間の論点は、主としてパリ宣言の謳う中立国の権利の拡大を伴う私掠権の制限の問題であり、両国がそれぞれの思惑で合意を見ないまま、イギリスは中立を宣言した（フランスは六月一〇日）。その結果、日本の条約港でも、英国民は外国入隊法に則して米国船に対して接することが求められる。そのため、中立宣言はオールコックに伝達されることとなった（五月二三日、TNA, FO262/21/56）。<sup>(20)</sup> すなわち、

アメリカ合衆国政府と南部連合国を称する若干の州との間に不幸にも戦闘行為が開始し、また、われわれイギリスは合衆国政府と平和裡にありたいので、上記の相争う両者の間の紛争において、厳密で公平な中立を宣言した。

という。この宣言を配下の領事に宛てるようとの公文（五月二三日付オールコック宛 FO262/21/57）には、次の別紙が機密扱い印刷物で添付されている。すなわち、五月一八日付駐米公使ライアンズ宛外相ラッ

セル公文写である。

貴下（ライアンズ）は、単独ないしは他国の代表部との共同で貴下がきちんと職務に専心するよう求められた場合は、調停作業を進める助力を与えるべしと訓令を受けている。しかし、最近のスワード氏の書翰を受領してみると、外国の助言は受け容れられないことが大いにあり得るので、求められなければそうしたことを申出ないものとする。そうした場合に、また、一方の側の顕著な成功で戦闘が直ちに終了することはないと想定すると、あるいは、相争う双方側の間に友好的雰囲気回復することによって、女王陛下の政府は、自国の立場が二つの交戦国に対する中立国としてどうあるべきかを熟慮しなければならぬ。

イギリスのヨーロッパ各国に対するこうした立場に関しては、それは、一八五六年四月一六日のパリ宣言によって大きく修正を見た。この宣言は、オーストリア、フランス、イギリス、プロシヤ、ロシア、スカンジナビアとトルコによって署名された。この宣言を行う動機、すなわち、宣言が提案する「統一した原則」と「固定された原理」の確立から導入を提案する海事法の条文に合意をする動機は、宣言の中に短く箇条書きにされている。（パリ宣言本文、中略）

- 一、私掠は現在も今後も廃止される
- 二、中立国旗は戦時禁制品を除き、敵性貨物にも適用される。
- 三、中立貨物は戦時禁制品を除き、差し押さえられない。
- 四、海上封鎖は、拘束力をもつために効果的でない限りならぬ。すなわち、敵の海岸に近づくことを阻止するのに真に十分な力によって維持される。

すなわち、ラッセルはオールコックを含む各国に駐在する外交官や領事に、南北戦争で中立をとること、そして、イギリスが中立政策をとるには、五六年の四原則を満たすことが必要であることを伝えた。旧来から

ある外国入隊法とこれらパリ宣言による中立政策の変更とが一体となつて、イギリスの在外国民に対する在外公館による中立行為の統制が図られたといえよう。

ただ、オールコック宛イギリス外務省公文 No.57 は、イギリス国民でアメリカの戦鬪行為hostilitiesに参加するものに警告するべく、外国入隊法について各領事に周知するための印刷物を同封する、という形式になっている。その伝達方法は（駐米公使宛公文写を同封するという）やや変則的で、かならずしもパリ宣言について外交官に完全に周知できていない、という前提があると考えられ（パリ宣言をみよ、という表現を取らない）、そうした状況自体も含め、パリ宣言がイギリス中立政策の変更であることをできるだけ表立ったものとしてこなかったラッセルの意図と考える<sup>(21)</sup>。

また、中立宣言後も米英の交渉は海上封鎖の具体的なあり方をめぐるもので、それらはやはり南北双方のアメリカ船に関わるイギリス国民とその財産に直結するので、交渉過程をロンドンから日本に連絡することも行われた。FO262\22\68 は次官ハモンドがオールコックに六月六日付公文で、議会提出用の海上封鎖に関するアメリカとの往復書翰の写を同封して送ったものである。FO69\23\25 には同文のシャム総領事宛訓令が収められている。残念ながら FO46 も FO262 も FO69 も六月六日付訓令の付属文書は残っていないが、こうした南北戦争の海上封鎖や中立政策についての指示を広く東アジア在外公館に伝え、状況の周知を図っていたことは注目すべきである。アメリカのパリ宣言受け容れ条件とイギリスの中立宣言の有効範囲の問題が絡み、両国の主張が平行線のまま事態がすすんでいた。中立政策と海上封鎖の動きを前提に、スワードの対日提案の形成過程を次に辿っていく。

### ③ オランダにおける対日賠償問題とヒュースケン暗殺

#### 一、オランダの賠償請求

既に指摘したように、ハリスのヒュースケン暗殺第一報には、賠償の問題は触れられていなかったが、それを受けたアメリカ本国の方針とスワードの覚書には、幕府の賠償が行われない場合の対応に言及がなされていた。

そこで、リンカーンの対日賠償請求方針に影響を与えたオランダの対米交渉を、オランダ総領事のヒュースケン暗殺への対応から検討する。

まず、オランダ政府の対日政策の流れについて整理しておく。対日全権ドンケル・クルチウス以来、対日問題は植民大臣と外務大臣の共同管轄となっていた。しかし、総領事の給与が植民省から支出されていることから分かるように、この時期の対日問題の主導権は植民省にあった。伝統的にみれば、ケープタウン以東は東インド会社が現地権力との交渉を管轄していた。従って、植民省と東インド政府は本国と出先機関という関係ではなく、実際このときの植民大臣ラウデン Louderen が退任後東インド総督に就任したことからもわかるように、その権限は絶大、狭義の植民地を超えて広範囲におよび、日中タイの外交交渉も東インド政府に対して報告された。一方で、植民省は欧米等との外交については権限を持たず、欧米との調整は外務省に依存するしかなかった。中国との条約締結や開港開市交渉の遣欧使節に対する多国間調整がより重要となる過程で、この共同管轄の枠が表面化し、外務省管轄に一本化される（一八六三年）。その後も東インド政府との調整はオランダ駐日外交代表部にとっては不可欠だった。

さて、総領事デ・ウィットは事件当時プロシヤ使節団の対日交渉（六一

年一月二四日調印、万延元年十二月十四日<sup>(22)</sup> 支援を一つの目的として、江戸に滞在していた。それは、オランダが日本との追加条約締結の過程で、各国に対日条約締結時の協力を謳ったからである。実際にはプロシヤの対日条約締結を主導して援助したのは、ハリスとヒュースケンであった。一方で六〇（万延元）年末は攘夷派の排外運動が強まり、横浜などへの警備策が強められていた中でヒュースケン暗殺となる。しかし、ハリス本人がフランス公使およびオランダ総領事デ・ウィットに語ったところでは<sup>(24)</sup>、ヒュースケン死去に対する賠償を求める意図はないということであった。また、デ・ウィットも賠償請求は（出生国のオランダではなく）アメリカのみに許されるという考えだった。しかも、このときデ・ウィットの江戸出府の第二の目的は、フランス公使館旗番傷害事件に対する金銭補償の動向を見極めることであった。これは六〇年二月二六日のオランダ船長フォースとデッカーの殺人事件に対する賠償の口実を見出すためであった<sup>(25)</sup>。このように、二船長の賠償問題とヒュースケン暗殺への賠償が関係づけられて、バタヴィアへ報告されていた<sup>(26)</sup>。そして四月六日付外務大臣ファン・ネイエフェルト宛植民大臣公文は、二つの賠償問題への対応のため、駐蘭公使による米國政府の意向の打診を求めるに到る経緯を説明する。以下要訳する。

まず植民大臣は、議論の前提として六〇年二月横浜で殺された二人のオランダ人船長フォースとデッカー遺族への賠償金請求問題の経緯を取り上げる。日本側から賠償金を支払わせることを両人の遺族が外務省に宛て請願した。外務省は植民省に六〇年五月七日付でこれを取り次ぎ、同省は同二日東インド総督に二点の検討を命じた。<sup>(27)</sup> ①国家の尊厳にとつても両人の関係者の利害においても、賠償は行われるべきこと、②幕府への賠償金請求の可能性と具体的方法、である。オランダ神奈川駐在副領事代理ポルスブルックは各二万五千ドルの賠償を幕府に請求したが、幕府は犯人未逮捕と賠償不同意という返答を寄せた。しかし、このとき

ポルスブルックは強くは出ず、類似犯罪が起こるのに応じて賠償要求を繰り返す、ということに留まっていた。六〇年末にドンケル・クルチウスは帰国するが、滞府中オールックを始め各国公使と相談して桜田門外の変とその後の幕府の警備体制を評価し、賠償請求は本国との相談の上実行したほうがいい、と判断したこと、また各国公使は幕府から問われた場合、オランダ側の賠償請求は公平なものだと主張してくれることを復命した。その上でドンケル・クルチウスは、犯人逮捕と賠償請求は細心の注意をもって進め、実力を用いないことを勧告した。桜田門外の変を知る彼は、実力行使は日本側に断乎とした拒否反応を招き、示威程度では支えきれない事態を生じさせるとした。但し、他にも条約締結国民が殺された場合は、その外交代表部と総領事が共同して賠償を請求する余地は残すとした（総督宛植民大臣公文、六〇年一月一八日）。

本国からこのドンケル・クルチウスの考えに基づいた方針を諮問された東インド政庁は、これに反対した。賠償はオランダの権利に基づくもので、第三国の関与は求めず幕府の出方を待つ、というものである。

しかし、植民大臣は、これに次のように再反論した。賠償要求は、オランダ政府にとって自らの決定であり決して撤回してはならないものである。この賠償要求を放置する幕府はこのまま、我々の要求に大した抗議もしないで、見当違いの回答を続ける。神奈川のオランダ人の意見では、二船長はオランダ人であるが故に殺害されたのであり、オランダ人に恨みを抱いた者の犯行である。それ故、ドンケル・クルチウスと同じく、幕府に賠償請求の交渉を受け容れさせる必要がある、同種の事例が必要である、とする。そこで植民大臣は外務大臣に対して結論として次のように依頼した。

近いうちにおそらく似たような事例が起こるだろう。アメリカ公使館書記官ヒュースケンが暗殺された。同人はオランダ人として生まれた。この知らせは最近の新聞紙が我々にもたらした。私の想像すると



ころ、アメリカ政府は黙って大人しくしていない。この殺人事件はおそらく危機の前兆であり、日本に居留するオランダ臣民の安全をも脅かすことがありえよう。私はおそらく、そこに総督に次のことを要請する理由付けを見出すものである。(中略)日本海域のわが海軍力は、現在一艘のブリッグ船によって代表されており、同地のわが臣民に必要とされる保護を提供するために、いずれにせよ増強することを要請する。この意図に関係して、次のことが望ましいだろう。フォースとデッカーの遺族に対し、できるだけ早く要望された損害賠償が支払われるように、わが駐日総領事の指揮下に入る海軍力を可能な限りより一層利用すること、合衆国の取り得る手段と一致して、あるいは見做って、状況に更に強力に圧力を懸けること、である。このような方針に対する閣下の考えを伺いたい。

私の想定であるが、もし犯された殺人事件に合衆国政府が甘んじていないとすると、我々の国家の名譽もまた、私の考えでは、我々がこの政府の後塵を押し続けてはならない、というところにいる。

私は閣下に鄭重にお願い申し上げる。合衆国の外交代表に対し、わが宮廷で主題となっている事案に関係するその政府の意図がどのようなのか、問い合わせて欲しい。

まさにこの二船長と同種の事例が、ヒュースケン暗殺事件となった。まだ新聞報道の段階だが、やがてアメリカ政府が先頭をきって動きだすだろうし、オランダ政府もより大きな軍艦を常駐すること<sup>(28)</sup>で、「*Nationaliteit*」に<sup>(29)</sup>応えようという、強硬な植民大臣の意向を示している。ここにヒュースケン暗殺事件がその後のオランダ外交に特別な意味合いをもつ出発点がある。

しかし、四月当初ではアメリカ合衆国内部の流動性についての配慮は植民大臣にはほとんどない。そこでこの公文を受けたオランダ外務省のアメリカ政策を辿ることにしよう。

## 二、オランダ外務省の対米観測

四月六日付公文に対して、同月一九日付で、外務大臣は植民大臣および駐米公使に対して、それぞれ反応を示した<sup>(30)</sup>。まず植民大臣には、二船長殺人事件とヒュースケン暗殺事件を関係づける公文を受け取ったとし、植民大臣の意見に全体的に同意して、その公文の趣旨に基づいた書面をワシントン駐在公使ファン・リンビュルフに認め、同氏からの返事を植民大臣に必ず明らかにすると応えた。そして駐米公使には、新聞報道で既に知るであろう二船長の遺族からの請願が外務省宛になされたこと、遺族の賠償請願を東インド総督へ伝達し、国家の尊厳と遺族の利害のために、何をなすべきか、幕府からどうすれば賠償を獲得できるかをよく考慮するよう植民大臣が求めたこと、を述べた上で、六日付公文の抜粋を付けてヒュースケン殺人事件に関する合衆国政府の意図の現状を自ら知るように努め、それしてそれを知らせることを求めた。

更にオランダ外務省は四月二二日付で駐米公使に、一月三〇日付の駐日総領事からの第一報の抜粋<sup>(31)</sup>を添えて再信した<sup>(32)</sup>。抜粋で付け加えられたことは二点あり、一つは、殺人事件阻止に対するハリスの態度であり、一つは、ヒュースケンの遺体はアメリカ国旗に包まれるが賠償請求はしないというハリスの方針であり、この二点をふまえて国務省の対応を探ることを求めた。但し、オランダが入手している情報をすべてアメリカ側へ渡すことにより、同国側に全面賛成しているという印象を与えてはならない、(江戸退去をめぐる方針では)現地日本で英蘭仏とアメリカとは対立している、ヒュースケンがオランダ国籍をもつとしても、アメリカ国旗の下に葬儀が執り行われることに異論がないというのが、オランダ政府の対応である、とした。

この外務大臣公文に対して、五月六日(ワシントンではハリスからの第一報は未着)付で、駐米公使はつぎのように返信した(同月二四日披



見<sup>(33)</sup>。

今日国務省に赴くことが出来たが、国務長官ではなくその息子の国務次官補が対応した。同人は、国務省が駐日のヒュースケン氏暗殺についてまだ公式の報告を受け取っていないこと、結果として政府はこの件で執るべき決定について相談していないこと、を語った。そして次のように付け加えた。おそらくあと八日過ぎれば更に語ることもあるう、と。そこで私はその時間合せをすることとし、もし何かかわかったら、閣下に直ちにそのことをおしらせするつもりである。

つまり、ハリスのヒュースケン暗殺第一報は五月六日時点で国務省に届いておらず、既に見たように、第一報の披見日付が五月一日であることと符合する。したがって、この時点では、オランダ側は、賠償問題についてのアメリカの対応を探りを入れたものの、具体的な情報はほとんど入手されなかったと考えられる。とはいえこの問合せを通じて、アメリカ国務省は賠償問題をオランダが抱えていると意識したのである。

なお付け加えておくなら、前述のように、ヒュースケン暗殺に先立ち、オランダがもう一つの先例として意識していたのは、フランス公使館旗番の傷害事件であった。したがって、同じく四月二二日パリ駐在公使に、この旗番傷害事件についての対応を、フランス外務省に打診するように訓令した。同公使は三〇日（五月二日披見）付でフランス外相トゥブネルの回答を次のように伝えて来た。<sup>(34)</sup>

『われわれが、現地でいろいろ面倒をしでかすには江戸はととても遠い。イギリスも同じように考えている。それに、直近の電報公文によれば、自分たちはうまくいっている、と確信している。しかし、どうなっているのかはよく判らない。貴国も同様に違いない。私は、日本問題をひとまとめにしてある日処理できる、と言うものではない。さしあたり、われわれは何も考えていない。』これが大臣のもの言いそのものである。

公使は、右を以てフランスから対日情報入手する第一歩として評価した。オランダ政府からすれば、アメリカ、フランスの対日賠償請求の方向を探ってはみたものの、自国の対日請求にとって有利となる情報入手することは、この時点ではできなかったといえよう。

いずれにせよ、リンカーン政権は五月初旬にはハリスの第一報が未着の状態で、新聞や外国公館からの間接情報で駐日公使館員の暗殺を知り、これに対する対応を伏せたまま、状況に応じた方針を模索していた、と考えられる。そして、五月一日第一報が到着し、一四日対日条約締結国への呼びかけを発することになる。そのときは、まだイギリスの中立宣言は届いておらず、リンカーン政権にとって、国内政治的にも国際政治的にもこの件で主導権を発揮できるとされた。オランダは、そうしたアメリカの状況を可能な限り自国の賠償問題に利用しようとし、こうした国際状況をオランダ人船長暗殺問題解決を有利に導くと位置付けていた。

こうした未確定の情報がオランダ外務省を経て植民省に至り、同大臣から今後の賠償要求方針として東インドに指令されるのは五月二三日であった<sup>(35)</sup>（植民大臣は外務大臣宛に東インド総督宛訓令を廻文した）。内容は以下のとおりである。そもそも、東インド政庁参事会はいわば「幕府の出方」論というべきもので、幕府が何かを決定するまで、オランダ側としては動かない、という意見であった。これに対し総督は方針として保留し、上級官庁としての植民省の判断を仰いだ。その返答が本訓令である。植民大臣は「同意できない」と判断した。この参事会の意見では、「日本政府がただ（オランダ側の賠償要求を）放置するだけ」となり、オランダ側から「賠償問題を強く求めないのは、わが国家の名誉と合致しない」とした。参事会の意見の背景には、賠償問題を詰めれば、最後は実力行使にいたるといふ危惧にある。もちろん自らをその危険に曝してはならない。しかし合法的な賠償獲得をすべて自制すべきということ

にもならない。総領事の交渉を通じて有利な状況を活かして強く要求することは回避してはならない、と植民大臣は釘を刺した。そこでドンケル・クルチウスに意見を求めたところ、他の条約締結国で殺人事件が起こった場合、その駐日外交官と共同して賠償を求める、という考えが示された。ちょうど、ヒュースケン暗殺事件が起こり、その第一報が届いたので見通しが開けることとなった。アメリカが大人しく事情に甘んじることはないと考え、外務大臣に相談し、ワシントン政権に打診したが、現在のところ結果は不明である。米国内の状況および伝えられる駐日公使の対応からは、あまり現実的ではない、と判断した。また、六〇年一二月月例報告<sup>36</sup>からフランス公使の従者(旗番)の傷害事件が報知され、フランス政府にも打診したが、同政府は当面日本での実力行使の考えはない、と判った、とする。以上から、各国共同で賠償請求を目指すというドンケル・クルチウスの案は当面は見通しがないと結論した。上級官庁としての「植民大臣の」判断は、目的に到達する最良の手段の選択は、「〔東インド総督〕閣下に委ねられている」とした上で、植民大臣は、総領事が上記報告で取り上げた開港開市延期交渉の妥協案として賠償の実行を強く求めるということを考えるよう訓令した。

五月下旬オランダ本国が賠償問題でとった対応は、判断を仰いだ側の東インド政庁配下の駐日総領事の判断に委ねる、というもので、実際幕府との交渉を前進させるものではなかった。それは、アメリカにせよフランスにせよ、オランダが協調すべき対応策を提示しなかった(ないしは南北戦争を抱えたアメリカのように、提案しえないと判断された)からである。植民大臣としてはドンケル・クルチウスの発案を止め、開港開市交渉の取引材料とする可能性を現地で追求することとなった。植民大臣の方針は、大枠の議論としては、開市開港問題を賠償請求交渉の取引材料とするもので、その後の各国の幕府との交渉方向を示しているといえよう。そして、実際にこの方向に進展させるのはアメリカの南北戦

争の展開ということになる。

#### ④ アメリカの提案後のイギリスとオランダの反応

##### 一、スワードの対日共同覚書提案

まず五月一四日のスワード提案に対して、イギリス公使は一六日に受領の返事をし、二二日ラッセル外務大臣宛に一四日付提案を同封して公文を送った。公使によれば、その提案は、「日本からアメリカ公使館書記官殺人事件に対する賠償金を要求すること、江戸開市(江戸における外国人住居に関する)条約規程の実行を強く求めることとで共同戦線をはるよう」各国政府に求めるものであったが、同時に、同公使は、「自分分は日本の事情に詳しくないので、スワード提案に何らかの意見を表明することは注意深く避けるのがよいと考えた」と書き添えている。

イギリス公使がどちらかと言えば慎重な対応を見せたのにもかかわらず、スワードはより積極的に、非公式対日協定ないし共同覚書を次のように起草し、五月二〇日同公使に送付した。<sup>37</sup>このときイギリスは既に中立を宣言しており、リンカーン政権にとってはパーマストン政権の中立政策の質を試すリトマス試験紙の意味をもったと考えられる。

署名者はそれぞれ、フランス、イギリス、プロシヤ、ロシアおよびオランダの公使として、合衆国政府および国務長官に信任されているが、その政府によって正式に権限を与えられて、日本政府の署名者の政府に対する現条約の下での義務について、および、特に日本政府が延期すること、すなわち、当該条文上一八六二年一月一日以降署名者の各国臣民ないし市民が江戸に居留し商売を営むことを許されるのに対し、期限を定めずその実施を延期するという処置について考慮する目的で会合する。そして、署名者は、上記の意図した契約に従うこと

はうまくいかないという日本政府の主張する理由、つまり、その都市

におけるその生命と財産（の安全）を享受するよう外国人を守ることができないということは、特に、かの帝国の世に認められた実力と驚くべき警察力を見れば、実際は根拠のないことである、と一致して考える。署名者は共同してもしくは各個に、日本政府は上記の条項に従うことを厳密にかつ文字通りに義務付けられるものである、とそれぞれ各政府を代表して同意する。この目的のために、署名者は、各個の政府の駐日外交官もしくは領事官として代表部が、この件に関するそれぞれの政府の決意と、上記の各列国の対日条約条文がすべて、この覚書の提示により忠実に遵守されるであろうとの期待とを、はっきりさせた共同覚書を日本政府に申し入れるつもりであると示して約束するものである。各列国は、江戸湾に駐留する一ないし複数の軍艦を代表して派遣する。そして日本政府は回答が某月内に示されるべきであると通知される。軍艦はそこで一旦撤退し、回答を知るべき時に戻ってくる。もし、回答が好ましくなく、また、あいまいであるような場合は、外交代表部は撤退することとなり、そうして敵対行為が開始され、海軍司令官たちが自らの義務にもっともふさわしいと見做すような形で遂行されることとなる。

しかも、合衆国政府は日本政府に対し、江戸公使館付通訳官ヒュースケン氏暗殺について特別に深刻な問題を抱えており、それ故「米国のこの事件での」賠償請求は本協定の目的と相反するものではない。また、合衆国憲法が外国との敵対行為には議会の同意を求めていることも了解される。本協定はその同意が得られるまでは、アメリカ政府にとつて義務的なものとは見做されない。

アメリカとしては、対日条約締結国が幕府の言い分を根拠なしとして、条約（江戸開市）の文字通りの実行を求め軍艦を派遣し、幕府の回答が否定的であった場合は、外交団を引き上げ戦闘を開始する、という協定

を締結するというものである。

また、賠償問題では、これを要求するということが、軍事的に江戸開市を強制するということと矛盾しないことを強調していることも押さえておくべきであろう。つまり、ハリスの考え方はリンカーン政権のもとでは却下されたのである。しかし、現地と本国とで方針が異なることで、本国の対日方針全体の有効性を条約締結国のあいだで疑問視させることとなり、ハリスの賠償を求めないという立場もまた本国の支持を得られなかったとして、駐日外交団の中ではその主張を疑問視することとなる。

考えようによってはスワード外交のレットテルである対外戦万能力の発現ともいえるが、いずれにせよ、イギリスをはじめフランス、オランダなどは南北戦争ではリンカーン政権と距離を保っていた。他方で同政権側でも翌二一日に駐英公使に、当時渡英していた南部使節との話し合いをイギリス政府が続ける限りは公式な交渉としてはならないと訓令しながら、<sup>(38)</sup>対日軍事圧力では共同戦線を関係各国に提案した。さらに次項にみるように、イギリス公使やプロシヤ公使は、共同覚書草案を本国には送らない、と発言しつつ、実際には送致するなどの駆け引きが行なわれた。

## 二、オランダの反応

オランダ公使ルースト・ファン・リンビュルフは殺人事件の賠償請求に関わって、国務省と交渉を持った。その後イギリスと同様にスワード提案と、更に共同覚書案がオランダ公使にも送付された。まず一八六一年五月一六日付オランダ外務大臣宛駐米公使公文を掲げる。<sup>(39)</sup>

国務次官補から受け取った要請に従って、昨日国務長官と会談をもつた。閣下の訓令に従って、繰り返し返される外国人殺人事件について同長官と会談を行ったあとで、私は、アメリカ政府が最近その公使館書記官に対して実行された殺人事件をどう考えているかを知りたいという



私の希望を伝えた。スワード氏は、そこで、自ら起草した書面の中味を私に伝えた。これは当地に信任されている日本と条約を締結した各国公使に宛てられた。それに付け加えて私は殺人事件の書類を受け取るはずだった。私はそれ<sup>(40)</sup>を実際昨夕受け取り、ここに同封して閣下へ送付する。

スワード氏は、彼が上記の書面において示すところは、彼の考えではすべての条約締結国が目指すべき共通の到達目標に最も叶うものであろう、と主張する。

同氏はこれに関する私の考えを知りたいというので、次のように答えた。私は個人的には氏の考え方に完全に一致することができる、そして、彼から期待されている書面を本国の外務大臣閣下に大至急伝達するつもりである、と。最後に同氏は、そこで期待どおりにならず自分の提案に全般的な支持がなかったなら、アメリカ政府は、日本から獲得した権利のため、また、双方の国民の安全のため、「オランダ」国王政府と相談する用意は最早ない、と言った。

国務長官は、ハリス氏の考えに基づいて語っていなかった。この考えは、先月二四日付の閣下の公文から、今朝初めて私の知るところとなった。ハリス氏のこうした考えは当地では支持がないであろう。アメリカ政府は、絶対弱みを見せたくないであろう。スワード氏は、ヒュースケン氏について、外国人であるがゆえにアメリカ公使館書記官に対して犯された殺人事件として理解していた。国務長官は、オランダ人に対し特別の敵愾心が日本人の間にあると仮定しているかと匂わせるような表現はまったく用いなかった。

スワードがどのような口調で、条約締結国に自分の考えを伝えようとしたかを示す史料である。つまり、その考えへの全面賛成か共同行動の対象外かという選択を迫る強い調子の文書である。すでに第一節でみたようにアメリカ政府は次に軍事行動への同調を求めることを用意している

ので、個人的見解と断っているが、完全に一致するというオランダ公使の態度表明はかなり踏み込んだものである。

こうした態度をとる背景には、賠償請求に対するアメリカ政府の考えをより正確に知るといふ狙いがあったと考えられる。日本に対する妥協的態度はとらず、アメリカ公使館員の暗殺事件として扱い、オランダ人であることは関係ない（オランダの干渉を避ける）ということ強くスワードは示唆していると、オランダ公使は受けとめたであろう。

これをうけて、外務大臣は六月五日付で植民大臣に公文を送り、まず、スワードの考えは、ヒュースケンになされた殺人事件に対して賠償を得るために、外国人の江戸滞在を平和裡に実現する目的で、対日条約締結国がアメリカ政府の下に協力する提案であると指摘し、次いで、それがハリスの態度から想定されるより更に強い対応に出るものであること、アメリカ自体の内戦が展開した場合その可能性が低いことを考慮し、ドンケル・クルチウスにより提案された考え方（多国間協調）に一目おくことを提案した<sup>(41)</sup>。外務大臣は駐米公使の対応に釘をさしたもので、リンカーン政権の対日政策には慎重に対応するのがオランダ本国の方針であった、と考えられる。

実際スワードの共同覚書提案を五月二一日に受け取ったオランダ公使は、先日の対応の行きすぎに気づき、翌二二日直ちに事態の緊急性を次のように報告した<sup>(42)</sup>。

日本問題に関する私の今月一六日付第六号公文以降、同封した通知<sup>(43)</sup>を受け取った昨日の朝まで、その後のこの問題について私は何も聞いていなかった。イギリスとプロシヤの公使は、昨日夕方会ったところ、自分たちはこの文書を本国政府に送らないと言っていた。

私には、スワード氏の考え方はほとんど訳のわからないものである。すなわち、何故、当地でこのような会合が開催されるのか？それは合衆国において、他の政府はあまり関心がない日本に関する眼識がある



種の権威や尊敬が与えられるからなのか。何故、彼の提示した協約が調印され、そして他の諸国がそれに同意した後でもなお、国務長官が議会の承認を必要するような当地で、このような会合が正当なものなのか？悲惨な状況下にある当地で議会の何を欲しているのか、また、政府が何ができるのかについて、誰が判っているのか？ワシントンの政権のような、外交も政治も経験が無い政権に、重要案件の主導権を与えるのは何故なのか？この政権は、日本政府のよく知られた実力やその国の賞讃するに足る警察力について話題にしたのでは？

私の考えでは、同じ条件で関係する諸国が開催する会合という考えでいけば、長い間オランダと日本との間に存在した外交関係というだけで、多くの点でよりふさわしい場所であるハーグで行うことは受け容れられる可能性はある。〔中略〕当地で開催するという会合は、「外務大臣」閣下のよりはつきりした判断に従って、好ましくなく、当地で立ち消えとなるべきと見做すつもりである。

この間、私は覚書を受領させたことを断乎非難した。そしてこのことを国王政府に遅滞なく送付するつもりであると、付け加えた。

オランダ公使は、先便で伝えたアメリカ寄りの態度表明がリンカーン政権の対日強硬を見誤ったとし、スワードの共同覚書提案がまったく現実性のない提案であると批判した。そして、こうしたアメリカの提案自体に抗議するとともに、それに参加する意志のないことを本国へ伝えた。ただし公使は協定締結に向けたそうした会合自体には否定的ではなく、むしろハーグこそがふさわしいと考えたが、それは表沙汰にせず、ワシントンでの協定締結には与しないという態度をとったことを復命した。これを受けたオランダ外務大臣は、六月一二日付で再び植民大臣に次の公文を送った。<sup>(44)</sup>

〔駐米〕公使の反論に根拠がないわけではないと思われると言わねばならない、と私は考える。

私自身も、求められているワシントンでの会合に参加することに異論を唱えるつもりである。ヒュースケン氏の件はオランダ人全部に関わるものではなく、北アメリカ共和国の不確定な状況では、他の締結諸国が合衆国の案件の面倒をみなければならぬというつもりになりえるだろうか。

また、その場合日本に敵対する意識的な計画の実施に加わることになる。これは望ましいことか？オランダ人船長に対する殺害事件が行われそれがどれだけ哀れむに価するにせよ、残された関係者にとって賠償金を得ることが大切なことであり、それに対して計算できない結果をもたらす敵対行為が行われねばならないことなのか？〔中略〕

私の考えでは、ルースト公使は他の諸国の態度がどうなるかを見守るという当面消極的対応に留まるべきであり、また〔関係〕各国の全体としての協力体制が完全に保証される以前に、どこかと盟約してはならない。

外務大臣は駐米公使よりはより明確に、米国主導の対日実力行使には否定的で、条約締結国全体の合意がない限り、個別の対応を同公使に禁じた。

これに対する植民大臣の回答は<sup>(45)</sup>かなり時間がかかり、一ヶ月以上経った七月二二日付である。極めて長文で適宜抄訳する。まずスワードの共同覚書提案の背景を整理し、ハリスのような対日宥和路線でアメリカ政府が納得することはなく、賠償請求は不可避であり、同時に江戸開市を遵守させるために強硬策を辞さない、とする。その上で、軍事的強硬策には、その国内状況を見れば、自らの元気づけ以上の意味はないと、否定的態度を示す。一方で、オランダ単独の判断で対日問題に指示を与えることも困難とし、ヒュースケン暗殺後の日本情勢の分析に至る。すなわち、

日本の事態は双方からみて様子に変化した。ヒュースケン氏が犠牲に

なった犯罪の知らせがこの地に届いたとき、日本のすべてが深刻な危機を予感させた。それは日本に居留する同胞にとつても同じであった。(中略)合衆国の外交代表が、事件のなかで冷めている唯一の人物となろうとは、そのときはそう見えなかった。北アメリカ人が大いなる特徴としている闘志により、逆に、ハリス氏は迅速に効果的手段を採用するはずと期待されていた。その場合は、我が国家の名誉は、われわれが合衆国政府に比して、昨年二月横浜で殺された船長のフォースとデッカーの遺族に対するその要求に因して遅れをとるということを許さないはずであろう。

事案は以来まったく想定していない転回を見ることとなった。イギリス、フランス、そしてオランダの外交代表部は、本気で江戸を退去し、直ちに横浜に駐在せざるを得なくなった。その後間もなく、オランダ総領事は長崎に帰還した。日本政府はその後残った二人の外交代表と交渉に入った。彼らを再び江戸に戻すためである。彼らが出した条件はその時すべて合意され、彼らは首府へ帰還した。オランダ総領事もその表現に従えば事案はこれでもって終わったものと考え、最新の知らせでは、直ちに再び江戸に行くというつもりであった。イギリスやフランスの公使が獲得した調整の実施を、自らに対しても要求するためである(今年三月二六日付第一九〇六号総督宛同人書翰写、および今年三月月例報告参照<sup>47</sup>。これらは合わせて同封し閣下にお知らせまでに送る)。

当面は、それ故、とりあえずよりよい見通しをえた。満足すべき理由が、現在イギリスとフランスには存在する。彼らははしかるべき機会に要求したものをすべてを獲得し、またその代表部の平和志向の表明がよい結果をもたらしたので、彼らはより早く紛争を回避するであろう。なぜなら、ジョン・ラッセル卿とラザフォード・オールコックとの間の往復書翰<sup>48</sup>、および今年四月のバリ駐在公使がトゥブネル氏とこの案

件で持った会談<sup>49</sup>から明らかな様に、このことは、すでに相当以前からこの両国政府の望むところであった。(中略)日本では確固としたしかし中庸な態度が望ましい。これらの国々にとつて、ハリス氏がその書記官の殺人事件で示したような行きすぎた消極的対応から、合衆国政府が今回提案したような脅迫と乱暴な手段へと移行することはありえない。

またいくつかの港の開港の延期を求める日本政府の要求は、公平性という点で、その延期に何の根拠を与えるものではない。もしその政府が、予めまったく独断的に、それらの港を決められた期限には開港しないと意図を知らせたとしたら、「対応は」別の形になるはずであろう。しかし、単なる要望に留まっていたようでも、「外国から」拒否的な回答がそれについてなされた場合は、条約の関係規程を実施しないと堅く決心している、とまでは明らかになってはいない。何度も登場している我総領事の今年三月月例報告から明らかな様に、推測するに日本政府はこの状況に関連してヨーロッパへ使節を派遣する考えさえもっている。

かかる状況では、最後通告を直ちに設定することも、また、しかるべき期間内にそれが満たされない場合実力行使で脅すことも、公平性と一致するものには見えない。

北アメリカ政府が厄介にも誇張をもって日本に対する強力な手段を合意の上で行使用するよう督促しているにもかかわらず、最近駐日北アメリカ代表が採用した態度、そしてその他の外交代表部の態度がそこから離反するなかで彼の採った方針を再考してみると、驚きを禁じ得ない。

不本意ながら、ここでは、連邦政府がかなり熟慮した上で抱く、日本における現状の立場に対する不満、しかも相当の不満について、考えざるをえない。それは、この国〔日本〕に関して新しい局面を進展す

ることにより、同政府がそこで主導権を握ることになれば、失われた地歩を自ら回復することができるといふことである。状況によればとにかく、つぎのことは疑つてよい。江戸開市期限の延期は、条約締結国の利害からして、ワシントンで考えているような特に反対するべきことなのかどうか、と。

少なくとも、次の危惧は必要である。今や、最近のできごとにおけるイギリス・フランスそしてオランダの外交代表部の態度は、安寧なものであるという印象を日本政府に明確に与えた、すなわち延期に関する同政府の要望を好意的に考慮するという他の条約締結国を妨害しないという印象を与えたので、日本政府は、江戸条約で自分たちに固定された地位を、もはや進んで維持するつもりも維持する立場でもないという安易な考えに陥るかもしれないというおそれである、

更なる開港や特に江戸開市の延期は、それ自体として考えれば、とても良い防衛策となる。最近江戸を舞台として繰り返される台詞や、外国の外交代表部がこれまで何度も特に江戸で味わったあまりありがたくない処遇は、市中の人びとは外国人との接触にまだ経験が乏しいと考えている彼等の考え方を、あらゆる点で裏付けるものである。

実際、次のことは自明である。すなわち町は、武装したごろつきが一杯で、その大部分は大名の従者で、西洋の考え方の影響力を相当に危惧すべきとする日本社会の政治身分（政治身分）であり、外国人にふさわしい滞在地を多くは提供していない。外国外交代表部はこのことを自分の不利益として既に経験していたが、迅速で十分な支援を得ると見通して、江戸に居留する気になるかもしれない別の「考えをする」外国人はどれだけいるかわからないが、そういうのはいつでも居る。

他の土地での経験は、自らの手段の選択における思慮の欠如と狭隘な度量が、敵意を生むことを十分教えていた。

事案はこのような状態なので、日本政府の要望に反する江戸開市の無

理強い、延期をめぐる同政府の要望の承諾がワシントンで期待される結果「軍事行動」となるだけかもしれないこととなる。国内的な政治情勢がどうなのか、我々がまだよく判っていない日本においては、それ故、こうしたやり方が結果を得るのか、あるいは結果を得ることなどないのか、を予見することはいづれにせよ難しい。提案された示威が、外国人を狙った一味をより一層憤激させ、発憤させることがあり得るし、そして、衝突は避けがたいものとなる。彼らの「外国人」排除に向けた圧力は斯くして増大し、中央政府はそれに抗することが難しくなる。外国人たちの安全のためにより果敢な手段を取ることは減るであろう。このやり方こそ、日本での相当の努力によって獲得された結果を否定することへ導く大逆転を起こすものである。そのうえ江戸開市に関して、通商交通に大きな利益を期待することができるかどうかは、疑わしくみえる。

開港される港の数を増加させることより重要なのは、既開港地での外国人の立場の改善や保証を行うことであるようにみえる。求められた延期の承諾はそれに裨益できるであろう。求められた延期を許すことにより、日本政府からこれらの港でよりしつかりした協力や外国人通商への保護をもとめるより多くの権利を条約締結国に与えることができる。

ここで次のことを見失ってはならない。すなわち、日本政府が条約履行を不本意としているかもしれないことである。同政府は疑いもなく困難な課題を履行しなければならぬ。そのために日本政府の裁量下にある力は、同政府が克服しなければならぬ障害に対して十分ではないと、外国の駐日外交代表部でさえ判断することが起こりうる。それについては、イギリス弁理公使（マ）の、今年一月一九日に江戸で開かれた会議（50）での発言をみよ（同封して返却する、印刷版イギリス往復書翰〔註（48）BPPを指す〕の15ページ）。



日本政府の要望を無条件に拒否することは、この状況のもとで望ましいのか、政治的に優れているのであろうか。公平さに合致したものであり過大なことを日本政府から求めること、それによって異議に曝されないのであらうか。そしてそうすることで結果に対する責任を一部負うことはないのか？

北アメリカの提案は、オランダ政府が日本で守らねばならない利害についてより深く考慮すると、最終的にはあまりよいとは勧められない。

さらに、今起こっている事態を活かし、ひとつかふたつでも日本との問題に望ましい解決をできる限りもたすべく、我々の満足のいく決着を通じて「延期」条件を提示すること、そうすれば我々は自ずから望まれた寛容さを見せる用意があるとなろうが、それと比べて、その「開港開市」条項をまだ我々は享受していないので、「その」条項を遵守するよう日本政府を強制する努力は、オランダにとってまったく満足できない結果となるおそれがある。(中略)

次のことは注意に値する。北アメリカ政府は、一方でオランダの協力も促している、それは自分たちの要求である賠償を日本から獲得するためである。この特定の要求については、それから我々の側の「共同行動参加の」理由がどのように正しく導かれるのかを、日本に関するアメリカの考えに従ってその提案において理解できる形では、北アメリカ政府は全体として何も語っていない。

しかし我々の利益が、万一の示威行動に際して我々の要求が突出した位置におかれてこの提案に結び付くことがありうるとすれば、私はワシントン政府の提案への参加を考慮するのを躊躇するものである。

確かに、私はかつて、私の考えとして次のことを知らせねばならなかった。北アメリカと日本との激しい「敵対」行動に際して、わが国家の名誉は、これらの諸国に背を向けていることを許さないであろう。

う、と。そして、私はいままで常に次の考えを付け加えていた。オランダ政府は、上記の「賠償」要求が政府の名においてなされ、政府により決して撤回されず、日本政府により放置されるだけになることを許せない、と。私は、しかしこの点で我々の「賠償」要求を満たすことが、前に北アメリカの提案に抗して展開した難点「問題点」に釣り合うかどうか、疑問に思わざるを得ない。一方で、これに加え、日本案件は既に私が述べたようにより好ましい様相を帯びてきており、われわれが自分たちの要求を和平的な道筋で受け容れることができる機会がより多く存在している。

多くの点で、ここではわが駐日総領事の政策に依っている。私の見るところ、そこにもかく信頼を置くことができる。

私の考えでは、もし連邦政府自身の考えと公衆の意見が連邦政府を強力な手段へ移行する事態へ導くとすれば、同地で再び仲介的活動をすること、また、ヒュースケン氏暗殺に対し合衆国への賠償を拒否することが、副作用をもたらす危険な結果となると日本政府に気付かせることは考慮に値する。その際我々自身にとっても、自分たちの要求が話題となる。そして、日本政府に関しては、再度冷静ながらも強力なやり方で、暗殺に対する迅速な賠償が強制されることになる。こうした交渉のやり方は、そのうえ次のような政策に完全に一致するものとなる。日本の開国のためオランダがこの国に関して取った政策であり、また、日本政府における我々の威厳のため、他ならぬ有益な結果をもたらすことができる政策である。

とにかく、閣下およびルースト・ファン・リンビュルフ氏がワシントンでの会合の開催に対して列挙したすべての難点「問題点」に私は同意する。もし後に会合が必要となったとしても、ワシントン駐在代表部が示唆する考え方に従って、ハーグが会合「開催地」に選択された場合は、われわれにとっては恐らく望ましいものとなる。



以上すべてをふまえ、私は次の結論に至る。その提案がそのままであれば、オランダ政府が北アメリカ政府に与することは、何れの場合も好ましくないものとする。いずれにせよ、わたしは、それについてルースト・ファン・リンビュルフ氏が、他の条約締結国が立場を明らかにするまで待ちの態度をとり、この代表部により当面なら決定的な回答をワシントンの政権に対して与えない、と考慮するのが望ましいとする、閣下の考えに全く同意である。

この結論に至る過程で、幕府の求める江戸開市延期を容認する議論が有力になったことが注目される。容認姿勢を示すことにより、幕府との交渉（賠償請求も含む）を有利に進めることができるというのである。これは逆にアメリカの強硬策には同一歩調を取らないという方針の確立を意味し、実際英仏もそうした強硬策を取る意向を持っていない、という判断に支えられている。結果として、総領事の現場での判断（幕府との直接交渉）に依拠することとなった、と結論できる。

オランダ外務省は、八月三日ワシントン駐在公使に指令し、七月二二日付東インド総督宛植民大臣書翰の抜粋を同封して、スワード提案の共同覚書についてのハーグの判断として位置付けた。そして、リンカーン政権に明確な回答を与えてはならないこと、米国外の関係諸国の反応を明らかにすることを命じた。一方で、植民大臣は東インド総督に、その七月二二日付書翰に追加するとして、八月八日に駐日総領事に対する措置事項を命じた。<sup>(33)</sup> 具体的には、アメリカ側の対日共同覚書提案にいたる関係書類、事態に対応するのに必要な、幕府に対する仲介は（軍事的対応ではなく）友好的な勧告であるべしとの訓令、英国議会文書（これはロンドン駐在総領事から総督・総領事宛に送る）、などである。しかし結果として、日米間のヒュースケン賠償請求問題が解決してから、これは駐日総領事の下に届くことになる。

### 三、イギリスの反応

オランダ外務大臣がスワードの共同覚書提案に否定的結論を同植民大臣に伝えたのと同じころ、六月一〇日、イギリス外務省はオールコックに新しい情報<sup>(34)</sup>を伝えた。七二号は、それまでの英米間の日本問題の往復書翰の写を同封し、スワードの共同覚書提案を以て、江戸開市の条約通りの実行を求めるアメリカの意向を伝える、というものである。一方七三号は、外務大臣の閣僚大臣宛（六月一日）の印刷廻状の鑑であり、日本の領事館へむけて特別に布達するというものである。

七二号付属文書は、

Seward to Lyons, Washington, May 14, 1861<sup>35</sup> スワード覚書

Lyons to Seward, Washington, May 16, 1861<sup>36</sup> スワード覚書返信

Dept. of State to Lyons, Washington, May 20, 1861<sup>37</sup> 共同覚書提案原案

Lyons to Dept. of State, Washington, May 21, 1861<sup>38</sup> スワード宛返信

Lyons to Russel, Washington, May 21, 1861<sup>39</sup> スワード覚書等送付

を添付しており、ロンドンから江戸のオールコックに、スワードの対日策の全容が伝えられたことが判る。七二号には、直接的にイギリス外務省のスワードの共同覚書提案への反応は記されていないが、後述するオールコックの復命<sup>(35)</sup>が指摘するように、アメリカの東洋政策は実力が伴わないまま一方的にイギリスが頼られるままで、アメリカとの共同行動は有利にはならない、という理解が前提にあると考えられる。つまり、オールコックは、本国政府からの参考情報として、アメリカ政府の意向として了解すべきものとして付属書類を受け取ったのである。

一方で、七三号の各駐日領事に布達せよという六月一日付外務大臣公文は、五月の中立宣言（外国人入隊法）に基づくものであり、イギリス外務省から海軍省、植民省、戦争省、インド省に、南北両軍の武装商船や私掠船<sup>(36)</sup>がイギリス領港湾に拿捕艦船を連行することが禁じられているこ

とを連絡したものである。このイギリス領港湾とは、本国のほか植民地Coloniesと属領Possessionsとされるので、最寄の香港の事態を想定したとも考えられるが、中立宣言をしないとそうした拿捕艦船の問題がどこでも起こることを示唆したものといえようか。江戸開市の強制ばかりではなく、拿捕船を連行して寄港する可能性のある私掠船取扱をめぐることも、内戦中のアメリカ政府の動向如何が日本にとって問題を起す可能性がある、というのがイギリス外務省の観測だったといえよう。もちろん、北軍は世界各地の軍艦を本国に集結させようとするだろうから、東アジアに実際に拿捕船を連行した私掠船が出没する確率は低いであろう。現実には、この約一ヶ月後東禅寺事件がおこり、オールコックはこの事後処理のなかこれらの訓令を受領することになる。

## ⑤ リンカーン親書

### 一、リンカーン親書とハリス宛スワード訓令

こうした形でリンカーン政権から対日条約締結国に投げられた対日政策構想は、各国の判断を経て再びワシントンに返されるはずだった。一方で、將軍書翰（文久元年三月二十三日、一八六一年五月二日）がハリス公文とともに七月二日ワシントンに到着した。<sup>57</sup>そして、八月一日リンカーンは次のような返事を親書として認めた。<sup>58</sup>また、將軍書翰に添えられた老中書翰にたいする國務長官スワードの返翰もまた、このとき作成されている。

日本の特定の港湾と都市の開放に対する条約に定められた期限の延長要請の問題について……合衆国の利害は、正当な重要性を持つべきものである。陛下の側にいる弁理公使タウンセント・ハリスは、政府の見解に関して完全な訓令を受け、詳細に陛下にこれらの見解を知らせ

ることになる。私はこれらの見解が陛下の賛同を得るものであることを疑っていない。

リンカーン自身は將軍の要請に対して直接応えず、ハリスに指示した、<sup>59</sup>というのである。従って、次の、ハリスに指示するスワードの同日付訓令が具体的な中身を示している。

大統領はこの「日本政府に原則論的に臨むという」理由から江戸開市の延期は許されないと、いう意見だった。一方大統領は、江戸の居留区を安全にする示威がなされるべきで、相談した他国もそうした示威に協力することに恐らくなるだろうと考えた。なぜなら、その代表部も我が国の代表部と共に同地で同じ目に逢わされているからである。それ故大統領は、各国が我が政府と、一つはヒュースケン暗殺の処罰を確実に実行すること、もう一つは条約に従って来る一月に開市した後で江戸に居留する外国人に対して侮辱や傷害がなされた場合はつきりと強力に要求することに、共同して協力するやる気がありその目的を持つていることを日本政府に告知するべきと提案した。（中略）これらの経緯を経て、相談した政府からはまだ何の回答もないうちに、一八六一年五月八日付の貴下の公文二〇号が、大君陛下から合衆国大統領に宛てられた書翰と日本の外国掛老中から私に宛てられた書翰<sup>60</sup>も添えて、受領された。

日本政府が、将来いつの日にか現実のものとなる利益を示す目的で、また、ある程度更に長期にわたり現在の不安状態を甘受するようその臣民を仕向ける目的で、権力や権威を行使することは非常な難題であることを、われわれは知らされた。第二〇号の主題を見るに、江戸開市の延期に同意することが得策であるという自らの見解を変更する理由は何もなかったと、貴下は認めている。（中略）

全体として、関心を持つ他国の公使たちと協調して、米日の安寧にとつてもっとも望ましいように行動する自由な権限が与えられるべき

と貴下は提案している。政治体制がわれわれのそれと相当異なる政府を取り扱うきわめて多大な面倒について、われわれは気付いている。そして、その臣民は非常に特殊な感情や習慣を定着させてきている。更にわれわれは貴下の能力と裁量を最大限信用しているが、一方で、貴下がその場で必要とするものから、これだけ遠いところで採用されたわれわれ自身の政策へと変更することは、既に保証されたすべての利益を害するものとなるかもしれないことも判っている。

それゆえ、大統領は貴下の請求する自由裁量を貴下に付与することとした。

貴下がやりやすいように、この決定は以前協議した当地の公使たちとの事前協議なしでは、採用されずきた。各公使は、当然のことながら、それぞれの本国政府と協議の結果を通過してくるものである。このやり方により、現在の時点で、以前合衆国政府が提案した海軍力示威構想は撤回されることとなる。

しかし私は、非常に必要とされる場合を除いて、現在の条約の如何なる条項の〔発効〕延期に貴下は同意してはならない、と強く求めなければならぬ。合衆国の外交業務中のヒュースケン氏暗殺という、重大な刑事事件に対する賠償金が際立ったかたちで支払われることがまず必要である。その賠償の形式ややり方は貴下の裁量に委ねる。可能であれば、暗殺犯の処罰を確実に実行するのが最良であるべきである。しかし、われわれには判らない事情が問題となり、貴下の行動を変更改せるかもしれない。にもかかわらず、原則はとても重要であり、放棄できないものとわれわれには思われる。

スワードの共同覚書提案への返答がどの国からも到着しないうちに、將軍家茂と外国掛老中からの書翰が到着し、それに対する実質的返答がスワードからハリスに訓令された。繰り返しになるが、八月になっても対日条約締結国からは正式の反応がなかったことをまず確認しておきたい

（現在確認できる範囲では、オランダでは八月三日付駐米公使宛指令を待たねばならない）。その結果、第二に、スワードの共同覚書提案が撤回されたことである。第三に、ハリスの提案した対日宥和策を（繰り返しになるが、ハリス自身は対日外交団内での協調が存在するかのような状況を述べていた）容れる一方で、リンカーン政権は「条約維持の」原則は重要なので放棄できないとして、一貫して開市延期には否定的である。第四に、一方で延期交渉に応じるにはヒュースケン暗殺への償いが

不可欠の前提で、具体的には殺人犯の処刑が相当の賠償である、とした。既に、共同覚書が提案されたときからワシントン駐在公使たちは消極的であったが、それぞれの本国の反応を待たず、リンカーン政権は軍事行動を撤回した。南北戦争史においては、この十日前のブルランの戦いで北軍は大敗を喫し、戦争の早期終結を楽観視していたリンカーン政権は窮地に陥り、南軍のワシントン攻略に怯えることになったという<sup>61</sup>。日本どころではなくなると考えられよう。しかしこのことは、例えばオランダからすれば、対日政策におけるアメリカとの距離が縮まったことを意味し、その賠償重視には有利に働くものとなったと考えられる。

なお従来の研究では、米国内の一連の動きをほとんど見ないまま、六一年一二月頃のハリスの行動から、ハリスの前年からの一貫した宥和的態度により「開港開市延期問題は他国と離れてまっさきに米国との間に解決された」かのようだ、と推定されてきた（石井前掲書）。これは、次章で述べる九月中旬のオールコックの判断からすれば、条約締結各国はスワードの共同覚書提案によって開市延期交渉の判断ができなくなり、アメリカがハリス単独の無賠償路線を否定して、賠償請求と同交渉を取引材料とする選択肢を設定したので、事態が動きはじめたとみるべきである。



## 二、駐米オランダ公使の復命と大西洋における南北戦争

前章にみたように八月三日オランダ外務省はワシントン駐在公使に向け、スワードの共同覚書提案に応じられない旨の訓令を發した。これは通常二〇日ほどで（すなわち、八月末には）ワシントンに到着したと思われる。同公使はナイアガラ・フォール（ニューヨーク州）にあつたが、訓令を受け、同じくナイアガラ・フォールに滞在していたブレイメン公使からワシントン情勢の展開を急遽知った。すなわち、スワードは將軍宛大統領書翰を發する直前の七月三十一日にオランダ（とポルトガル）を除く対日条約締結国公使を招き、各国からの反応が未着であることを承知の上で、將軍書翰と老中書翰を受けて対日方針を変更したことを言明していたのであり、オランダ公使はそのような不公平な扱いに抗議の用意をした。その経緯を九月七日付外務大臣宛公文<sup>(62)</sup>で次のように返信した。

前記のフランス、イギリス、プロシヤとロシアの公使の、自分たちは何の訓令も受けていないという発言で、國務長官は、かつて提案された日本に対する共同行動は放棄し、「江戸開市」延期に同意することが、自分にとつていまや望ましいと考えられると言明した。彼はその後前記の公使たちに、大統領が大君に、國務長官が外国掛老中に行つた回答内容を伝えた。大統領の書翰はただ表敬するもので、大統領は國務長官に、問題となつてゐる案件について外国掛老中に書面を認めることを課したと書かれていた。國務長官の書翰は、問題の条約規程の合意すべき当面の「発効」停止に関する訓令をハリス氏が受け取ることとなることを含んでおり、ヒュースケン暗殺に対して求めるべき賠償に関係していた。ハリス氏への訓令は、公使たちには伝えられなかった。

私は現在國務長官に若干の機密メッセージを書くつもりである。それは、前記の会合の出席に何の招待も受け取らなかつたにも拘わらず、

私は同長官に次のような状況を見せたくなかつたからである。すなわち、閣下から機密の連絡以来、私の見るところ、現在合衆国が受け容れた見解にかなり対応したものを私が受け取つたという状況、実際その見解の中には、必要ならば合意すべき江戸開市の期限延期を、日本の他の所で居留を許された条約締結国臣民の一層の身の安全を求めるために利用したいという要望が明らかになつた状況を、無視させたくなかつたのである。

オランダ公使はハリス宛の訓令（註（59））の書面は入手できなかった。実際の訓令の条約遵守を強調するニュアンスは知り得なかつたが、同公使は、締結国公使として、アメリカの軍事行動は挫折し、同国の狙いが江戸開市の延期やヒュースケン賠償問題に移つたと了解した。そしてその狙いは、同公使がハーグから受けていた訓令と軌を一にするものであり、居留民の安全強化に資するものという確信を得て、國務長官スワードに申し入れを行ったと言えよう。ただ、ハリス宛訓令と右にみられる各国公使への説明は微妙に温度差があり、オランダ公使が報告するほどリンカーン政権が開市条項停止について前向きととるべきかについては、慎重な対応が求められたと考えられる。

この公文は九月二六日に本国外務省に届いた。そして、外務省は植民省へ、アメリカ國務長官が日本問題について条約締結国公使を招き条約規程の江戸開市に関する停止提案に対する回答を行った、とのみ淡々と伝達した<sup>(63)</sup>。

かくして対日条約締結国間の共通課題は、対日軍事行動如何から、両都商港開市開港問題（条約遵守）と外国人殺傷事件に対する幕府の賠償責任問題へと移つていったのである。そして両者は互にその解決（妥協）を前提に交渉を進展させるといふ構造を持つようになり、幕府は江戸開市延期を実現しようとするれば、賠償交渉を進展させざるをえない立場へと追い込まれていくこととなつた。



## ⑥ 南北戦争と幕府

### 一、幕府が知る南北戦争と戦時中立

六月上旬にロンドンを発したオールコック宛訓令は、三ヶ月近くを経て、オールコックの許に届いた。オールコックは早速九月五日（文久元年八月朔日）南北戦争に伴う英国の中立宣言を幕府に通告した。<sup>(64)</sup>

我政府の令に随ひ、現今米里堅合衆国内に起りし戦争の事に就き、台下に報告す、ハーレ・マエステイト女王ハ全ブリタニヤ国民に、彼戦争の間ハ厳ニ中立双方江衛担せざるを云ふを守る可きを命し、左の制禁のケ条を布告せり①〇其争乱に就てハ何事たるとも荷担する事〇士官兵卒或ハ水夫にもせよ、海陸の差別なく、何如様の勤向たりとも、彼此の論なく、両不和国内へ勤を為す事〇船舶を襲撃し或ハ武器を備へ、両不和国彼此の内へ軍船・カープル船〔私掠船、*Privateer*〕敵国の物を掠略する為め用る船を云或は運送船の用に供する事〇両不和国彼此の内にて、其須要の為め正しく定めたる鎖閉を破り、或ハ之を破らんとする事〇士官・兵卒・書札・武器・軍資・建築の材・或ハ方今諸人民の間にて戦争の間ハ禁したる品、又ハ禁す可しと思はる、品を、彼此両不和国内江輸送する事〇若し此禁条を犯す者あらハ、則ち罪人にして過料又ハ禁錮の罰を下すべし

② 英国政府にて猶厳に中立を守らんか為め、両不和国の武備を装したる船カーベル船を合一王国即ちブリタニヤを云并に其海外所領の地にある諸港及び碇泊処即ち河海の内へ入る事を禁したり

③ 又我政府より合衆国在留ミニストル〔ライアンズ〕へ送れる信据す可き公書ありて、余より台下に告知す可き旨を命せられたり、然れとも是ハ只会合の時に述べし

右の第一段落①は、五月の中立宣言、就中外国入隊法の規定を述べたもので FO46/10/56・57 に当り、第二段落②は六月の外務省公文、私掠船の英領入港禁止を述べたもので FO46/10/73 に当たる。そして、③最後に老中との対話において中立宣言に関する英国公使への公文（写）の内容を告知するというのである。

この訳文草案および評議稟議書、返翰案が史料編纂所外務省引継史料にある。<sup>(65)</sup> 箕作秋坪の訳になり、修飾節を訳し上げるか、訳し下げるかの他に訳語選定など比較的多くの推敲が施され訳出されている。内容や概念に理解しづらい部分を含んでいると考えられる。それを反映してか、外国奉行の評議書はオールコック書翰を受けとめたある種の困惑が語られており、従って、返翰についても大きな変更が見られる。それを以下に示す。

#### 外国奉行評議

英国公使より亞米利加国内戦争之儀ニ付申立候書翰被成御下、熟覽勘弁仕候処、勘弁仕候処同国於ては、右戦争中又双方何れ之方江も荷担不致、且兵卒人は勿論、軍用相成候器械等不差送様、国内人民江右〔布〕(朱書)告致し候趣ニ有之、①一体此度戦争之儀は合衆国内南部之人民共、大統領之指揮命令に服従不致候より差起り候由、新聞紙其外等ニも發揮と掲げ有之候儀ニ候得は、其南北於て②戦争相成候原由之是非は兎も角、条約取結候上は、其国平安之為メ政府江対し補助之品(朱書)〔置有之可然筋合ニも有之哉ニ被存候処、③英国公使申立之趣、更ニ其政府江対し懇親之訳とも不相見、尤右は同国限り子細有之候訳ニ御座候処、左候ハ、白「自」己国中江触れ示し候趣等、別段此方江申立候訳合は有之間敷、其是参考仕候処、右戦争之儀彼我御懇親御取結相成候上は、いつれにも空敷傍看座視致し候儀ニも無之、聡と右原由始末御聞札有之度儀之処、④英国公使より申立候は幸之儀ニ付、同国於て中立相守候と之子細は勿論、同国於て戦争等差起候節、条約済国々於

て取扱方万国一般普通之方法等、各国公使等江御問合之上、其次第に寄、何とか御所置無之候而は、条約御取結相成候国柄之儀ニ付、後來如何様御不都合之儀無之とも難申、就而は右等之趣、早々各国公使江御談判被為在、御聞糺御座候様仕度、私共評議仕、此段申上候、以上  
西八月  
外国御用立合役々  
外国奉行

〔老中書取〕  
書面之趣は何れも之内罷越、条約済国之戦争差起候節、万国普通之取扱方承合被申聞候様可被致候事

百八拾式番  
西八月十三日大和守殿江〔入世広周〕を以上ル、即日下ル、野々郵喜八郎を以達す〔奥右筆〕（稟議部分中略）

貌利太泥亜格外全権ミニストル  
エキセルレンシー

ルーセルホルト・アールコック

貴国九月五日付第七十一号之書簡落手、今般亜米利加合衆国領内へ差起りし一揆之儀ニ付、貴国ニは何方ニも荷担不被致中立を被守候趣を、其女王殿下の触書之大意被申越委細〔加筆〕「致」承知候、○一体同与国之内右様之事有之時は「可成丈」〔加筆〕其政府を補助し無事を計らる、〔加筆〕「るへき」こと、被存「居し」〔加筆〕候処来書之如く中立を被守候とは「定て」〔加筆〕同与の甲斐無之様ニ候得共、西洋各国之風習も如右ものに候〔加筆〕「哉」可有之と被存候間、此段承置度所難心得存候「承置度所」、尤○右ニ付其国政府より合衆国在留ミニストル江被差送候公書も有之、面会之節其次第可被申聞旨も候得は、猶「いさるは」〔加筆〕其節を期して委細可承候得共「先ッ」〔加筆〕返書旁「迄」〔加筆〕此段申入候、拜具謹言

年月日

御両名

まず外国奉行評議について整理する。傍線①については、『官板 中外新報』第十二号（幕府がコピーして出版した寧波版 Chinese and Foreign Gazette）に、「黒奴」をめぐって北人と南人が対立し、林檎が「不喜買黒奴」なので、「南人欲与北人分国」との記事が掲載されている（『新聞紙其外等ニも發揮と掲げ』）。恐らくこうした情報から、アールコックの通報を再確認したと考えられる。スワードの共同覚書提案を受け取った外交官たちは、リンカーン政権が奴隷解放問題よりも内戦を早く鎮圧することを重視していると受け取っていたのであるが、国際世論は黒人奴隷売買の禁止と容認とで内戦が勃発したことに着目していたと理解しうる。幕府が中国で流通していた国際情報を手入して、情勢判断の材料に使っていた実例として注目すべきである。

傍線②からは、幕府の外交スタッフは、内戦の原因はともかくも、修好条約の締結関係がある以上、締結の相手側である正統政府を支援するというのが筋ではないか、と考えたとと言える。内戦の交戦団体承認やその後の政府樹立承認に関わる議論は国によってさまざまで、大きく正統主義（法秩序としての正統性を重視する）と事実主義（実際に交戦団体として実体を備えているかどうかを重視する）とに分かれる。イギリスは伝統的に後者を選んだという<sup>67</sup>。幕府スタッフの議論は素朴・自然に正統主義にたったものと言える。

傍線③については、幕府の発想からすれば、イギリスの中立宣言は旧来から通交していた正統政府を謂わば相対化する利敵行為として奇異に映ったらしい。もちろん、外国奉行が考えるように、中立宣言や外国入隊法の徹底だけであればイギリス国内問題という判断もあり得る。しかし、戦争への対応を明示しないと南北両軍からの介入行為に対応できない危惧は一般的に日本にも想定されるし、何より、イギリス外務省は日本への軍事行動の可能性を察知していたわけであるから、本来ならそのこと自体を通告し、対応を勧告するということもあり得たと言えよう。

しかし、オールコックはそのことは敢えて回避したのである。

傍線④は、逆に幕府の側から条約締結国において戦争が起こった時の、「万国一般普通之方法」に即した日本の対応の仕方を踏まえておくべきという議論が生まれたことを意味し、そうした疑問をオールコックらに談判しようとする提案である。これに対して老中は、書取で、そうした国際法（「万国普通之取扱」）を踏まえた戦争時の対応を問合せるように命じた。しかしながら、実際にその部分は一八六一年九月一七日「文久元年八月十三日」付老中返翰には表現されなかった。ライアンズ駐米公使の情報も含め実際どのような扱いとなったかは、オールコックのラッセル宛復命に見ることとする。

なお、八月一五日付でイギリス外務省は、アメリカ大統領リンカーン親書を含め、共同覚書の撤回の報を日本へ伝えることになるが、後述のように、これが日本に到着したときには別の動きがあり、アメリカの軍事行動への警戒自体が過去の問題となっていた。

## 二、オールコックの復命

老中から返翰を受け取った九月一七日、オールコックは直ちに本国へ次のように復命した。<sup>(68)</sup>

合衆国の東洋における通例の政策や行動を見るに、最終的に強権手段の採用に至る行動方針に加わるべしという合衆国の提案は、いづれにせよとても疑わしい条件を伴うものであると、スワード長官の提案自体がきつと貴卿の考えにも示唆したところであろう。中国や日本の沿海で自分たち自身の利害を守るためのまともな軍事力を合衆国は全く保持していないし、また必要な場合には、イギリスの単独負担による、国際法上の権利を尊重させるための、イギリス配下の強大な手段を伴う周知の用心や警戒をあからさまにあてにして、合衆国はこれまで行動の全負担と責任をわれわれに放ったままできた。その結果、合衆国

はすべての利益を代価無しで獲得してきている。

私は、もし日本で連合した行動に参加したとしても、結果は大して変わらぬと思う。利益なく、多大な面倒が伴うだけと思われる同盟に巻きこまれるに違いない。日本では、私は特に、われわれの側に行動の完全な自由を保持する、そして、他の条約締結国がそうするのがいいあるいはなにもしないのがいいと思うとしても、何事にも揺らがないにわれわれ自身の政策を決定する権利を保持することが重要だと信じている。そうすることで少なくとも、われわれが上手くコントロールできない人びとの行動によって、妥協させられたり危うくさせられたりする責任、大災難を避けるべきであろう。

スワード氏は、ヒュースケン氏殺人事件の結果賠償請求を行うことについて自分たちの行動の自由を留保すると明言している。思うに、ハリス氏のやり方はそうしたやり方を困難にし、今や疑わしい方便としたと私は認めるところである。もしわれわれが一般的な政策と外交行為においてアメリカ人と一緒にされるなら、あれこれの事案でアメリカのやり方とは別に無関係の立場にいと、日本人の頭の中に印象づけることは不可能とならう。

江戸開市に関しては、合衆国政府は、駐日外交代表部の宣言した意見に反して、日本政府には現実に生命を守り、ヒュースケン氏を苦しめた連中によるような攻撃を防ぐ能力がしっかりあると主張するつもりで、これに基づき江戸開市を延期することを拒否することを根拠づけている。

自分たちがいまだ被ったことのないその完全な防禦を提供するはずの現実の日本政府の権力を、アメリカが前提としているのは如何に疑わしいと私がおもっているかを、女王陛下の政府に示唆するものである。

このように、イギリスには本国においても極東においても、自分たちの



力に便乗してアメリカは利を得ているという共通認識が基底にあり、スワードの共同覚書提案もその延長で受けとめて、これには参加しない、というのがオールコックの判断だった。しかも、共同軍事行動の内容自体もイギリスが主体的に動く余地はないとみなしていた。これらは、既に見たように、ワシントン駐在公使もロンドンも同様の考え方であった。

オールコックの独自の観測は、アメリカ本国がヒュースケン賠償請求に積極的であり、ハリスと対立しているということである。条約締結国全体としてはこうした殺傷事件には幕府に賠償請求するという方向性で合意が形成されつつあったといえよう。

江戸開市期限についても、アメリカ本国が考えているほど幕府は強力ではなく、開市延期を拒否している前提認識が疑わしい、というのが（リンカーン親書を知る以前の）オールコックの考えであった。その親書（FO362/36/100 一八六一年八月三十一日付同人宛公文付属書類所収）を知るのが約二ヶ月余後（文久元年十月中旬）とすると、ハリスのリンカーン親書捧呈とほぼ同時期になるはずである。六二（文久二年）になりオールコックの対日基本政策は、江戸開市延期交渉の前提として東禪寺事件の賠償問題を掲げ、更に幕府の置かれた窮状について理解を深めたものになる<sup>(69)</sup>といわれる。その対日交渉の原型を開港開市延期と賠償問題の懸引に求めるとすれば、それは共同覚書案と中立宣言を念頭に老中と対話した、六一年九月時点で形成されてくる。

### 三、リンカーン親書捧呈

アメリカ弁理公使ハリスは、一月二三日（文久元年十月二十一日）、同大統領リンカーン親書（八月一日付）とスワード訓令の受領を返信した<sup>(70)</sup>。この中でハリスは親書において自分の意見が取入れられて、国務長官スワードの共同覚書提案の方針が撤回され、改めて各国公使との協調

の上に対日行動をとる訓令を了解したとし、その上で開市延期は賠償抜きでは認められないことを前提に、具体的な形態として①殺人犯の逮捕と処罰、②国旗への敬礼、③賠償金の支払いを掲げた。そして是迄の経緯から①は困難にもかかわらず幕府も努力していて、ヒュースケン本人に過失もある、②国旗への礼砲といっても、現実にそれを行う米国軍艦はいないので、表敬のあり方としては芳しくない、③賠償金はヒュースケンの血を売ることになるし、条約条項の延期に際して「金銭で条約未履行を認める」先例となる、と指摘し、賠償を絡ませないとする自説の優位性を逆に示唆することでスワードに釘を指した格好になった。そして既に日程の決まっていた一月二六日の外国掛老中久世・安藤との対話の席において、老中に対して、米大統領リンカーン親書を將軍に捧呈する謁見を要求した<sup>(71)</sup>。その場でハリスは開港開市交渉の権限を大統領から受けた旨最初に宣言すると共に、厳命されたこととしてヒュースケン賠償問題の解決がすべての交渉の前提であることを明言した。その賠償問題の解決の最良のものは、犯人の逮捕と処罰であることを付け加えた。更に老中たちに次のようにその困難を告白させ、実質賠償金を引き出させた。

〔老中〕これらの犯人は逮捕され、処罰されるべきである。しかし、それが一ヶ月後か、あるいは一年後に実行されるかは、予想を超えるものである。殺人犯の逮捕を請け合うために幕府がどんなことをやってきたか（中略）。更に、大老の例では、同人の暗殺者を捕まえられるにないでいる。これはわれわれの現在の不首尾が例外ではないことの証拠である。犯人を処罰まで至らしめるといわれわれの努力が不足していたはずがないと保証するが、この保証では十分でないのであれば、貴下が更に求めることを自分に述べて欲しいと思う。

〔ハリス〕ヒュースケンは寡婦である母の一人息子であり、同人が死んだことにより、彼女は一人で生活を支える術を奪われてしまった。



それ故、日本側が彼女が生活を支えていくに十分な金額を彼女に支払うことを提案する。(中略)

老中は私に対して、総額一万ドルの支払いをヒュースケン夫人のために行うことに同意した。

こうした下交渉のあとで、翌二七日(文久元年十月二十五日)捧呈を求めた書翰を認めた。その際スワードの老中宛返翰(オランダ)訳文も同封されていた。<sup>(72)</sup> 実際に將軍謁見が行われるのは、一二月六日(文久元年十一月五日)である。同封されたスワード返翰の趣旨は次の通りである。

此事件(開市延期)は益々難事たり、其故は我か使臣館の書記官ヒュースケン君殺害に罹りしに未だ其罪を正すことなく、亦其事に就て落意すべき廉もあらされバなり○世上親睦の基は其両国の交際を処置すべき任ある人を安全ならしむるに在ることは、台下の明に知る所なり○我政府(中略)今日本に差遣せる使臣等々をハ日本政府にて保護すへき様に要求せざるを得ず○余は西洋諸国も尽く右同様の意あることを知り

まず、ヒュースケン殺害について未だに其罪を問わないままに放置され、外交官の安全という自明を考えれば、幕府は外交官を保護する義務がある。このことは西洋諸国の共通理解である。「米日の交際を」両国の幸福の基源ならしむべき様」ハリスと商議されたい、という。先に紹介したハリス宛訓令と比較すれば、江戸開市の問題について具体的に言及することなく、ヒュースケン暗殺事件の対応と外交官保護の解決が交渉の出発点であることのみを強調している。形式的には、これが開港開市交渉を求めた將軍書翰を補足した老中書翰への回答であることを考えれば、ハリスの思いとは別に、將軍書翰に対しては、(交渉術的には)アメリカ側がヒュースケン賠償問題を交渉の土台に載せやすい論理となつているといえよう。そして、老中は賠償金支払が幕府の犯人処罰の

義務を免除するものではないことも約束させられた。<sup>(73)</sup>

かくして老中は一月二六日のハリスとの対話とスワード返翰からヒュースケン賠償問題に備えるべきとの判断をし、同月三〇日(文久元年十月二十八日)外国奉行と勘定奉行に「下田以来久々滞留通弁其外骨折」手当として四〇〇〇ドル、および老母扶助費として六〇〇〇ドル、合わせて一万ドルの支払を命じる書取を出したことも注目しておきたい。これは、公使館建設同意を渋るオランダ総領事に対して、賠償を全面に立てず、実質的に遺族扶助料という形で合意することで、総領事から妥協を引き出そうとした前例<sup>(74)</sup>に、幕府が倣ったことを意味している。

一方で、アメリカ本国の判断は、それまでのハリスの対幕府方針(賠償を求めないし、開港開市交渉を受け容れる)を否定したものであった。この直前からハリスは、退任をほめかしていた。久世と脇坂は二二月五日(謁見の前日)スワードに書翰を寄せ、ハリスの留任を要請した。<sup>(76)</sup> しかしながらハリスはスワードの訓令を受けた時点で、自己の対日方針がワシントンから容れられなかったことを明確に自覚したと思われる。

なお、一月二七日の時点でハリスは、開市開港延期交渉の権限が本国から信任されたことと、ヒュースケン賠償金が一万ドル支払われることについて打診すべく、オールコック、ベルクール、デ・ウィットらに通牒を発した。オールコックは直ちに返信し、非常に重要であるので、同僚の在日外交団の反応、本国の訓令、外国掛老中との交渉などを踏まえるまでは本格的に立ち入らない、という立場を述べ、ベルクールは関係諸国が協調して対応できれば喜ばしい、という一般的な返答に留まった。<sup>(77)</sup> ハリスはこれらを総括して「[各国は]本国の指示待ち」と評価したが、オールコックはスワード共同覚書案とリンカーン親書・老中宛スワード書翰(ロンドン経由で既着)については少なくとも了解していた<sup>(78)</sup>ので、アメリカの方針転換があることは明らかであり、一方的に実行行使に傾いていたアメリカのこれまた一方的な方針転換に振り回されること

は避けなければならなかったのである。

かくして、「兵庫および新潟の港を開き、また江戸・大坂の市町にて外国の人も商ふ業を営むべき条は……暫く開くべき期を延むとす」というリンカーン宛將軍書翰は、實質的には「現在の条約の如何なる条項の〔発効〕延期に貴下は同意してはならない……合衆国の外交業務中のヒュースケン氏暗殺という、重大な刑事事件に対する賠償金が際立ったかたちで支払われることがまず必要」というスワード訓令をうけたハリスが、国交の前提として外交官の保護義務を果たさなかった幕府に賠償を請求し、幕府がこれを受諾することで一応結末をみた。その過程で、スワードの共同覚書提案と、それを撤回したリンカーン親書という、南北戦争の展開が必然とした二回の転回点があった。これらの転回は、開港開市延期を企図した將軍書翰とそれに対する大統領親書<sup>(79)</sup>という外交過程が、南北戦争勃発とその国際的展開（中立宣言）という国際政治の中で生じたものと考えることができよう。

なお、オランダについてみると、九月初めのアメリカ大統領親書の情報入手以降、アメリカが賠償請求の方向へ動いたので、二船長についての賠償請求へと動くことになる。すなわち、バタヴィアでは一月九日に漸くアメリカの対日政策をめぐる各国のやり取りを纏めて総領事に送った（一二月二四日披見<sup>(80)</sup>）。そのうち賠償請求については、

〔八月八日付東インド総督宛植民大臣公文の趣旨に従って〕フォス、デッカー両船長とヒュースケン氏に対する死亡により支払われるであろう賠償についての交渉が未決着のままであり、貴下は、可能な限り他国の代表部と協調した連絡をあげる。ともかくもそうした〔協調という〕ことが貴下の仲介に障碍とならないならば、それは貴下にとつてその〔賠償という〕目的のためになる。

と指令している。この後、デ・ウィットは再び二船長への賠償額均霑の獲得に成功し、また、イギリス東禅寺事件でも、フランス旗番事件でも

相次いで賠償が支払われる<sup>(81)</sup>。文久元年の將軍書翰はリンカーン親書を経て、ヒュースケン賠償をもって、外国人殺傷に対して幕府が賠償に応じることと決着したとみてよいであろう。ここに、両都両港開市開港延期の交渉成立の前提が成立した（イギリスとの協定締結は、文久二年五月二日、一八六二年五月三〇日）。巨視的にみれば、南北戦争による国際政治の変動は、対日軍事行動圧力から賠償を選択肢とした条約遵守確約へと、リンカーン政権の日本に対する交渉姿勢が変化することを生み出した。しかしその変化は、幕府が当初外交交渉に臨んで賠償は慮外としていたのに対し、条約変更に対する代償として賠償を受諾するのを余儀なくさせ、そうした賠償がいわば定着することを通じて、より厳しい条件での外交交渉を生み出したのである<sup>(82)</sup>。

## おわりに

プロシヤとの条約締結と絡まるヒュースケン暗殺（一八六一年一月、万延元年十二月）は、同条約締結が攘夷派の幕府攻撃の口実となり結果として孝明天皇の反発を招いたので、幕府は同条約締結の便法の一つであった江戸などの開市開港延期を他の条約締結国に働きかけるため、將軍書翰を各国に送付した。一方で外交官暗殺という事態をめぐっては駐日外交団の合意は形成できず、当該国であるアメリカの出方はオランダなどの注目するところとなった。そしてアメリカは南北戦争勃発による国際政治の中にこの問題を投げ込み、日本に対する各国連合の海軍力行使を提案した。このことは、南北戦争の動向を各国がどのように判断するかという問題に直結し、南部優勢下で各国は反応できないまま、アメリカ自体がこの提案を撤回するところまで追い詰められた。大統領親書と國務長官訓令は、江戸開市交渉の前提に賠償（と犯人処罰）を求めるものとなり、これを容れた幕府は、以後外国人殺傷事件が起こると賠償

問題を抱える外交が常態化し、戦争の危機を迎えるという負のスパイラルに苦しむことになった。

このように、南北戦争勃発に伴ない環大西洋情勢と東アジアの政治・外交とが相互に関わる時代となった。例えば、フランスは五八年からスペインとともにベトナムに干渉を断続的に繰り返していた。六一年後半から一気に攻勢をかけた<sup>(83)</sup>。同時期にフランスは綿花収穫の秋を控え南北停戦を画策し、メキシコ外債超過の処理をイギリス・スペインと相談して、同じ債権を抱えるアメリカにメキシコ干渉への同調を働きかけた。しかし同調せず<sup>(84)</sup>、欧州のアメリカ大陸干渉に与しない筋を通したのである。その後この三カ国は六一年末から負債返済を口実にメキシコに軍隊を派遣した。メキシコ政府の返済計画を了承したイギリスとスペインは年明け早々に撤兵する。

スペインはベトナム侵攻からも得るところがなく疲弊していた。このメキシコ干渉で、スペインは大西洋と太平洋の戦線を抱えた。そのため、同年一〇月に幕府に条約締結の意向を示すが実行できなかった。

一方残留したフランス軍は六二年五月にはメキシコ側から猛反撃を受け、援軍を欲していた。同年六月のサイゴン条約がフランスに余力を与え、六三年フランスはメキシコシティを占領し、傀儡政権を樹立する。環大西洋における南北戦争は、メキシコ干渉戦争との複合戦という性格を帯びることになったという。

スワード外交（一八六九年迄国務長官）は南北戦争とその後アメリカ外交がモンロー主義にみられる拡張主義を広く太平洋へ展開することを基礎づけたとされる<sup>(85)</sup>。フランスにメキシコ干渉戦争から手を引かせ、カリブ海に強い影響力を持ちながら、ロシアと交渉してアラスカを購入した。以後、ハワイを併合し、米西戦争でキューバとフィリピンを支配下に収めるまで、米国の太平洋拡張主義は彼に起源をもつという。その端緒が日本への海軍力示威工作と賠償請求に現れていた事実を前提に、文

久期幕府外交の展開（対外戦の危機）を再評価していく必要があると思われる。

本稿成稿にあたって、シャム・英関係について、共同研究者の小泉順子氏から多くのご教示をえた。また、京都大学地域研究科図書室にはFO69の閲覧に便宜を図っていただいた。本共同研究の他、科学研究費補助金基盤研究S「マルチアーカイヴアル的手法による在外日本関係史料の調査と研究資源化の研究」および科学研究費補助金基盤研究A「在外日本関係史料の調査と貴重史料の研究資源化による維新史料研究国際ハブ拠点の形成」（ともに保谷徹研究代表者）、東京大学史料編纂所プロジェクト「維新史料研究の国際ハブ拠点形成」の関係者に支援していただいた。記して謝意を表すものである。

略号一覧（順不同）

NL-HANA オランダ国立公文書館（ハーグ館）所蔵史料

NARA 米国立公文書館

RG59 米国立公文書館記録群、国務省文書

FRUS Foreign Relations of the United States

TNA 英国国立公文書館

FO46 英国国立公文書館蔵外務省本省文書（日本）

FO69 英国国立公文書館蔵外務省本省文書（シャム）

FO262 英国国立公文書館蔵外務省在外公館文書（日本）

BPP 英国議会文書

BGKM 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 幕末外国関係文書』

HIME 東京大学史料編纂所蔵在外日本関係文書マイクロフィルム

JJNIS 日蘭学会会誌（欧文版）、vol. 5



註

- (1) 延期提議が外交課題を超えて政治課題と位置付けられたのは、延期実現が皇妹和宮の將軍家茂との婚儀実現と密接に関係していたからである。つまり、現状以上の対外関係の拡大を行わないことが、朝廷側の「和宮婚儀」容認の必要条件となったのである。幕府にとって延期実現は、通商上・治安上の必要ととも、將軍体制の政治的安定の根幹にかかわるものであった。
- (2) 福岡万里子「プロイセン東アジア遠征と幕末外交」(東京大学出版会、二〇一三年)、第四章。研究史上の諸文献は同書、一八三頁以下参照。
- (3) 東京大学史料編纂所『大日本古文書 幕末外国関係文書』巻之五十二、第四一号。以下BGKM52-41と略す。
- (4) 開市開港延期提議についての在日外交団の動向は、石井孝『増訂明治維新の国際的環境』(吉川弘文館、一九八二年)、第一章第一節～第六節が詳しい。特に断らないかぎり、同書に依拠するところは一々註記しない。
- (5) 横山伊徳「調査研究活動報告 米国立公文書館所蔵万延元年遣米使節関係文書について」『国立歴史民俗博物館共同研究報告』第二二八集(二〇一一年)、一六七―一八七頁。NARA, RG59, Notes from Japan regarding the Treaty of Yedo, ID 6883703。  
<https://catalog.archives.gov/id/6883703>
- (6) BGKM48-補1、49-65。ただし、原案は奥右筆に係る。
- (7) ヒュースケン暗殺事件については、R・H・ヘスリンク「ヒュースケン暗殺事件」『東京大学史料編纂所研究紀要』六(一九九六年)、『ヒュースケン日本日記』(岩波書店、一九八九年)、三二―三三〇頁。国務長官宛ハリス書翰は、BGKM45-77、78、46-24、47-63、48-38。これらの報にワシントンで接するのは、宛先のカスではなく、政権交代後の新国務長官スワードとなる。また、McMaster, Alcock and Harris, Foreign Diplomacy in Bakumatsu Japan, *Monumenta Nipponica*, vol. 22, no. 3/4 (1967)が、ヒュースケン暗殺事件をめぐるハリス、オーロック、デ・ウィット、スワードの書翰に言及している(347-360)。ただし、同氏は、八月一日付ハリス宛スワード訓令で言及(p.357, footnote 275)を終えており、米英蘭の多国間交渉や將軍書翰および大統領親書とその捧呈を位置付ける論となっている。
- (8) BGKM50-41。TNA, FO46/12/29, Alcock to Russell, April 1, 1861. 東京大学史料編纂所蔵イギリス外務省文書マイクロフィルム6951.36。以下、イギリス外務省文書HMF6951.36のように表記する。
- (9) BGKM52-85
- (10) Sewardのカナ転写は、貴堂嘉之『南北戦争の時代』(岩波書店、二〇一九年)に従う。スワード外交に関する邦文献は、山田義信『アメリカ南北戦争時の外交』(東京図書出版、二〇一〇年)がまよまよしている。英語圏での研究は、山田前掲書の依拠するD. P. Crook, *The North, the South and the Powers 1861-1865* (Sydney, 1974)と *Diplomacy during the American Civil War* (New York, 1975)その他、N. B. Ferris, *Desperate Diplomacy: William H. Seward's Foreign Policy, 1861* (Knoxville, 1976)を参照した。伝記としては、F. W. Seward, *Seward at Washington, as Senator and Secretary of State* (New York, 1890)を参照した。
- (11) Secretary Seward's Bid for Power - Memorandum from Secretary Seward, April 1, 1861, *THE PAPERS AND WRITINGS OF ABRAHAM LINCOLN*, Constitutional Edition, vol. 5, 111頁以下。  
[https://www.gutenberg.org/files/3253/3253-h/3253-h.htm#Elink2H\\_4\\_0001](https://www.gutenberg.org/files/3253/3253-h/3253-h.htm#Elink2H_4_0001)を引用。F. W. Seward, 535。
- (12) Crook (1975), 22-25。こうした政策には対外戦万能業というレッテルが貼られた。スペインは、奴隸制をめぐる米国内対立の虚に乗じ、サント・ドミンゴ(ドミニカ共和国)を併合したが(一八六一年三月一日)、フランスはハイチに干渉の動きを見せているとされて同様の扱いになったのである。このとき仏西両国はベトナム侵攻でも連合していた。後掲註(83)参照。スワードはイギリスとの軋轢の極小化を常に図っていた。一方、Ferris, 12は、スワードのApril 1 Program はリンカーンに対する圧力と理解すべきで、政府として決めたことは実行するという意志を求めたものとする。
- (13) Stuart Anderson, 1861: Blockade vs. Closing The Confederate Ports, *Military Affairs*, vol.41, no.4, 1977。スワードの建言を容れたリンカーンの海上封鎖宣言は、既にある戦争状態を戦争状態として認め、その中でもっともイギリスの受け容れやすい戦略として構築されていた、と評価する。
- (14) 和仁健太郎『伝統的中立制度の法的性格』(東京大学出版会、二〇一〇年)、六一―六六頁。ただし、パリ宣言自体は、クリミア戦争の戦勝側であるイギリスにとって正当な(有利な)合意とは見做されず、当時のイギリス政権は議会の批准を求めなかった、という。マルクス「ワシントンの内閣と西ヨーロッパの列強」『マルクス・エンゲルス全集』第一五巻四〇七頁。マルクスは、パリ宣言は「既成事実として黙って受け入れられた」と表現した。
- (15) この中立宣言は、イギリス人に外国入隊法の遵守を求める(外国などの軍事行動に関与することを禁じる)という内容をもっている。イギリス外国入隊法は、主権国家間ではない戦争(すなわち内戦)にも適用された。和仁前掲書、八〇頁以下および一一頁。マルクスは前掲論文で「私掠を禁止すれば、南部分離……の見込みがめったに少なくなるだろう……そこで南部連合は大急ぎで交戦当事者



として承認された……一方の交戦当事者の提案を他方の交戦当事者を拘束する法律として認めることは当然出来ない……とワシントンの内閣に回答するため「あつた」と指摘する。

(16) NARA, RG59, Despatch from Japan, 1861, no.3, received, 11 May, BGKM45-77. アメリカ国務省文書 HMF6961-10-3。

(17) BGKM53-36。訳文は概ねこれに従う。アメリカでは国務省編纂 FRUS, 1862 (Document 448), 547-548 に所収されている。これら是对日条約締結各国の外務省文書にあると考えられる。オランダ公使リンビュル宛のものは、六月五日披見第二六号としてオランダ外務省本省文書に、スワード署名入りの現物が存在する。NL-HaNA, 2.05.01, Buitenlandse Zaken, 1813-1870, inv. nr. [?], オランダ外務省文書 HMF6998-6-2。オランダに関しては、同文写がハーグ駐在公使バイク・Pike (新任公使だった) 宛公文に同封して届けられたことがわかる。その公文でスワードは、オランダは日本の同盟国 ally であると見做しているが、米蘭の古い関係を踏まえオランダ政府に働きかけるよう命じている。FRUS, 1861, (Document 231)。なお、[?] は、<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1861> を利用した。また、オランダ外務省本省文書 HMF は、2.05.01 を構成する複数のサブフォンドから日本関係文書を綴 (omslag) 単位で日付順に抜き撮りしたものと思われ、その労力は多とすべきであるが、必ずしも目録番号 inventaris numero がすべての文書についてメモされて撮影されているわけではなく。本稿において inv. nr. が空欄 [?] で注記されている文書は、その出所を示すことは困難であり、かつてオランダ中央文書館が国際学士院連合のプロジェクトに呼応して同国外務省文書の日本関係文書を撮影した際には、すくなくとも当該史料が存在したということを提示するものである。その中ではサブフォンド日付順文書 Chronologisch Geordende Stukken / Ingekomen en minuten van uitgaande stukken を同主題別文書 Op Onderwerp Geordende Stukken / Ingekomen en minuten van uitgaande brieven over het sluiten van een handelstraktat met Japan en over andere aangelegenheden betreffende dat rijk, 1852-1870 に該当文書が多いと推測する。東京大学史料編纂所編『日本関係在外史料マイクロフィルム目録』3 (Nederland III) および NL-HaNA, 2.05.01 の目録を参照。また、開国期から対日問題は、植民省の主導のもと外務省との共同管轄下にあった(一八六三年まで)。横山伊徳『日本の開港とオランダの外交』『アジアの中の日本史2 外交と戦争』(東京大学出版会、一九九二年) 参照。

(18) Ferris, 13 は、イギリス公使が、スワードは外国との戦争こそが南北を再結合するであろうとんでもない妄想に囚われている、と公言したことを紹介している。また、このスワードの対日言動については、古く大塚武松「文久元年米國政府の我國に対する示威行動提議の意義」『斎藤先生古稀祝賀記念論文集』(刀江書院、

一九三七年) が 'Treat Payson J., Japan and the United States 1853-1921 (Houghton Mifflin Company, 1921) に見られる。日本を口実にした北部アメリカの欧州列国に対する南北戦争主導権構築工作という評価に反論を加えている。本論は、スワード外交の評価としては 'Treat に近く、スワード対日外交を幕府の対外政策を教導する国際共同の形成とする大塚の見解は当たらない、と考える。大塚がこうした考えに至った背景に、維新史料編纂事務局がリンカーン親書(とスワード返翰) について十分な史料の検討を行なうことができなかった、外務省蔵『続通信全覽』所収のリンカーン親書にアクセスできなかった、という事情を推測する。なお、米蘭は開国以前から各国に対日制裁を呼びかけることがあった。横山伊徳『開国前後の世界』(吉川弘文館、二〇一三年)、三四七頁。

(19) 註(17) 参照。

(20) TNA, FO262/21, No.56 May 16, 1861 & No.57 May 23 (circular) Proclamation of the Queen, Richard Park, May 13, 1861 [p. m.] イギリス外務省文書 HMF6951-46。



但し、発信側の FO46/10 に No.56 は現状ではその控えは取められて居らず(つまり欠番)、同 HMF6951-35 を見る限り裁断されたと思われる。FO262 駐日公使館受信文書の方に No.56 は現物が残っている。

なお FO69(Siam)/23 To R. Schomburgk [(Consul General, Bangkok), 1861] に当該文書は収められている。発信側の FO628 を見る(?) が叶わなかった(?) 断言はできないが、日本と同じく何らかの理由による削除は想定可能である。

(21) 註(14) 参照。

(22) 福岡万里子『ブロイセン東アジア遠征と幕末外交』(東京大学出版会、二〇一三年) 第三章、第四章、第五章。

(23) 横山伊徳『日蘭和親条約副章について』『東京大学史料編纂所報』二二二号、一九八七年。

(24) BGKM46-42, NL-HaNA, Consulaat Yokohama 1860-1870, 2.05.15.18, inv. nr. 20, 一八六一年一月三〇日、万延元年十二月二十日。

(25) BGKM49-21, Maandelijkse verslag over februari 1861, NL-HaNA, Kolonien 1850-1900, 2.10.02, Openbaar, 1067, オランダ語テキストは、Dutch-Japanese Relations

- during the Bakunatsu Period. The Monthly Reports fo J. K. de Wit. *Journal of the Japan-Netherlands Institute*, 5, 1993 (仮称「JNI 5」表記する) pp.112-に収録されている。以下、月例報告は、翻訳をBGKMから(本稿対象期以外は、横山伊徳「オランダ総領事デ・ウィット月例報告一八六〇年—一八六三年(一)(二)(三)完」『東京大学史料編纂所紀要』二七(二)九号、二〇一七年—二〇一九年に訳出されている)、オランダ語をJNI5から引用する。二船長暗殺事件については、宮永孝『幕末維新オランダ異聞』(日本評論社、一九九二年)二一三頁、横山伊徳『幕末・維新の国際情勢』「シリーズ日本近現代史 構造と変動」(岩波書店、一九九三年)八五—九〇頁。
- (26) London aan van Zuylen van Nijevelt, 6 April 1861. La. A<sup>NZ</sup>. 42. 註(17) Buitenlandse Zaken 1813-1870 同20。
- (27) BGKM35-96. 一八六〇年三月四日、万延元年二月十二日。BGKM38-19. 一八六〇年四月二三日、万延元年三月二十三日。
- (28) 横山伊徳註(25)前掲(一九九三年)論文、九五頁。
- (29) 小暮実徳『幕末期のオランダ対外交政策…「国家的名声と実益」への挑戦』(彩流社、二〇一五年)。小暮は国家の名声(「国家的名声」)をオランダ外交の動機として高く評価する先駆的業績である(同書、二九—三八頁)。ただし、小暮の小国主義理解には納得していない。当該期のオランダ対外交政策は、オランダの自立的政策というより、欧米諸国の枠組みの中で機能すると考える。だから、イギリス、フランス、アメリカがどういふ対応をするか、がオランダ外交のクリティカルな関心となった。これに基づいた対日政策判断が常に求められたことは、本稿で取り上げる植民大臣の諸決定からも明らかであろう。小暮が批判する、ヨーロッパ国際政治における小国とアジアにおける植民地大国という二重規定が実態に即している。小国主義と主権国家間の対等(対峙)論は相補的概念ではなからうか。
- (30) Van Zuylen van Nijevelt aan London en van Limburg, 19 April 1861. N.30. NL-HAN.A. Buitenlandse Zaken 1813-1870. 20501. inv. nr. 2378.
- (31) 註(24)。抜粋そのものは、註(32)には控えられていない。ただ、オランダ外務省文書には、二船長の関係者の請願関係のやり取りが収められていて、例えば五月三日付外務大臣宛植民大臣公文(NL-HAN.A. Buitenlandse Zaken 1813-1870. 20501. inv. nr. [?]、二船長賠償関係の現状を説明したもの)の付属書類として一月三〇日駐日総領事公文の英語版抜粋が収められている。オランダ国内関係者間のやり取りで英訳する必要性を考えると、ワシントンに追加送付した駐日総領事公文(註32)の抜粋を流用した、と考えることができる。
- (32) Van Zuylen van Nijevelt aan van Limburg, 22 April 1861. N.17. 註(17) Buitenlandse Zaken 1813-1870 同20。
- (33) Van Limburg aan van Zuylen van Nijevelt, 6 Mei 1861. N.57. 註(17) Buitenlandse Zaken 1813-1870 同20。
- (34) Ligtenvelt à van Zuylen van Nijevelt, 30 Avril 1861. N. 139. 註(17) Buitenlandse Zaken 1813-1870 同20。
- (35) London aan van Zuylen van Nijevelt, 23 Mei 1861. La. A<sup>NZ</sup>. N.33. 註(17) Buitenlandse Zaken 1813-1870 同20。
- (36) BGKM46-30. 万延元年十二月十七日、一八六一年一月二七日、付属書類。NL-HAN.A. Kolonien 1850-1900. 2052. inv. nr. 1060. JNI 5. 101-111.
- (37) イギリス外務次官ハモンドは、六月一〇日付でオールコックに指令し、五月一四日以降の英米間の対日問題処理についての往復書翰写を添付した。TNA. FO262/22/72. June 10, 1861 & inclosures. イギリス外務省文書HIMF6851-46. 本節のこのまでの記述は本史料による。本節にも参照。なお、オランダ公使も共同覚書提案を受けたが、この公使の順序が、(同格なら)先任順という当然のプロトコルを踏まえていない、と反発している。意図的でないとするれば、初期スワード外交の質を考える上で興味ぶかい事実である。
- (38) Ferris, 50-51.
- (39) Van Limburg aan van Zuylen van Nijevelt, 16 Mei 1861. 註(17) Buitenlandse Zaken 1813-1870 同20。オランダ植民省はその都度「一括して賠償交渉関係書類をバタヴィアに送付した。しかし蘭米交渉開始以後の総督宛関連公文に対しては、東インド政庁は様子見で日本に転送しなかった。同政庁は、これら未転送分の写に、一八六一年一月九日付第一総督府官房名の公文を付し、駐日総領事にあづまどめて転送した。De 1<sup>ste</sup> Gouvernements Secretaris aan de Wit. Batavia den 9<sup>e</sup> Nov. 1861. No.533. Zeer Geheim La. P<sup>m</sup>, Exh. 24 Dec. 1861. NL-HAN.A. Consulaat Yokohama 1860-1870. 20515.18. inv. nr.4.
- (40) 現在のところオランダ外務省本省文書および横浜総領事館文書には見えない。ハリスからの公文とすれば、BGKM45-77.78 による。前註(一)参照。
- (41) Van Zuylen van Nijevelt aan London, 5 Junij 1861. 註(35) Consulaat Yokohama 同20。
- (42) 註(39)に同じ。
- (43) スワードの共同覚書提案を指す。
- (44) 註(39)に同じ。
- (45) London aan van Zuylen van Nijevelt, 22 Julij 1861. Exh. 27 Julij 1861 no.11. 註(17) Buitenlandse Zaken 1813-1870 同20。註(35) Consulaat Yokohama には総督宛同公文写を出島へ受信したものがあろう。
- (46) BGKM50-8. NL-HAN.A. Consulaat Yokohama 1860-1870. 20515.18. inv. nr.3. オランダ外務省横浜領事館文書HIMF6951-23.

- (47) BGKM5084° JJNI5.126-131.
- (48) Correspondence respecting Affairs in Japan. Presented to both Houses of Parliament by command of Her Majesty. BPP. Japan, 1861
- (49) 註(24)に同く。
- (50) BGKM4574. 現物は、註(21)に同く。
- (51) YOKOYAMA, Yoshinori, *Dutch-Japanese Relations during the Bakumatsu Period*. JJNI5. 1-35.
- (52) Van Zuylen van Nijevelt aan van Limburg. 3 Aug. 1861 no.20. 註(17) Buitenlandse Zaken 1813-1870 に同く。
- (53) 註(8)に同く。
- (54) 註(5)に同く。同日付指令は七二・七三号であるが、TNA, FO46/10/56 & 57, FO262/21/No.56 May 16, 1861 & No.57 May 23 (circular) Proclamation of the Queen. Richard Park. May 13, 1861 [p. m.] イギリス外務省文書 HMF6851-46に同く。FO46のファイルには七二・七三号は存在せず、日本での受信文書であるFO262の方のみ、公文が存在する。なお、FO63 (Siam) にも印刷廻状は確認できなかった。
- (55) TNA, FO46/14/73, Sept. 17, 1861. 英国外務省文書 HMF6851.46. なお FO262 に草稿あり。
- (56) パリ宣言は私掠船の廃止を規定している。パリ宣言承諾をめぐる米英の交渉は私掠船の扱いで難航した。Ferris, 77-78.
- (57) NARA, RG59, Despatches from U. S. Ministers to Japan, vol.3, 1861, no.20. アメリカ国務省文書 HMF6951-10-3. ノリス公文は、BGKM5285。「同僚と協調して職務を遂行する」と提案を行なった。実際はこの協調は成立しなかった。
- (58) *Collected Works of Abraham Lincoln*. Volume 4, p.468. <https://quodlibet.umd.edu/lincoln/lincoln4/1818?gn=div1;view=fulltext>
- (59) NARA, RG59, Instructions, vol.1 (1855-1872), 1861, no. 18. アメリカ国務省文書 HMF6951-71。石井前掲書「一〇三—一〇五頁。
- (60) BGKM5241, 42° 註(3)。
- (61) 貴堂前掲書八二—三頁。
- (62) Van Limburg aan van Zuylen van Nijevelt. 7 Sept. 1861, Exh. 26 Sept. 1861 no.20. 註(17) Buitenlandse Zaken 1813-1870 に同く。なお、福岡万里子氏の「教示にみれば、TNA, FO5/764/403には、八月五日付英国公使の本省宛公文が収められているという。この公文の情報はスワードの招請状などとともに、FO262/22/93 八月一日付オールコック宛公文で日本に伝えられた。また、FO262/23/100 八月三十一日付オールコック宛公文でリンカーン親書が伝えられた。イギリス外務省文書マイクロフィルム HMF6951.46°。
- (63) Van Zuylen van Nijevelt aan Loudon. 26 Sept. 1861, 註(17) Buitenlandse Zaken 1813-1870 に同く。
- (64) 『続通信全覽』編年之部、文久元年、英因往復書翰十。「米因二戦争起リシニ由リ中立ヲ守ルヲ以テ其款条報知ノ来翰」
- (65) 「亜米利加国内戦争中ニ付英国は局外中立ヲ守ルベキ布告ノ概略ヲ英国公使ヨリ通知一件」(東京大学史料編纂所外務省引継書類 890)
- (66) 「日本初期新聞集成」第一巻所収、国文学研究資料館新日本古典籍総合データベース、国会図書館デジタルコレクションでも確認できる。  
URL: <http://192.244.201.50/biblio/100303995/viewer/132>  
URL: <https://dlndi.go.jp/infondijp/pid/9366504/14>
- なお、幕府のその後の南北戦争分析として注目しておくべきは、洋書調所「官板海外新聞 別集 三」(文久二年八月印刷、十月刊)である。「官板海外新聞」本来バタヴィアのジャワ官報「*Javasche Courant*」の記事を集成したものである。しかしこの別集三は、所収する左図「ウヰリアムスバークの戦い」を見ればわかるように、同年西暦五月六日のバシニア州での戦闘での戦闘記事を載せる。同紙は『紐育新聞』一〇三号(五月二四日刊)〔原文は、*War Supplement*, Frank Leslie's Illustrated Newspaper, New York, May 24, 1862, p.103を指すと考えられる〕を引用して「我兵の損失も又すくなからず、殆ど敵と同様なり」という記事を載せている。この一年間の幕府における対米情報量の変化は注目してよいであろう。



図 ウィリアムスバークの戦い図  
〔官板海外新聞 別編三〕より〕



- (71) Ibid. no.50. November 27, 1861. *Papers relating to Foreign Affairs*. 1862 (Japan), p.806.
- (72) 『続通信全覽』編年之部、文久元年、米国往復書翰三。「国書進呈ノ為謁見ヲ請ヒ日本国外国事務宰相ニ書翰ヲ送レル来翰」
- (73) 註(71)に同じ。
- (74) 註(72)前掲四。「公使陳述ノ副本ヲ落手大樹ノ答辭ヲ立スルノ書翰」所収文久元年十月二十八日外国奉行・勘定奉行宛中書取。『ヒュースケン日本日記』(岩波書店、一九八九年)、三一九―三二〇頁所収、アムステルダム発T・F・ヒュースケン・スミット夫人書翰参照。
- (75) JIN5, 157-171. 一八六一年八月・九月・十月月例報告。「オランダ総領事デ・ウィット月例報告一八六〇年―一八六三年」(二)『東京大学史料編纂所研究紀要』第二八号(二〇一八年)、四八―五四頁。日本側史料としては、『続通信全覽』類輯之部 暴行門 殺傷 横浜に於て蘭人二名遭害扶助金附与一件」参看。
- (76) 註(74)同四。「公使ハリスガ交替ノ期ヲ抑留シ重職ヲ依頼スルノ書翰」。同、外国掛諸有司申稟。六一年二月一日(文久元年十月二十九日)外国奉行上申書によれば、英米仏三カ国公使が来春同時に交代をほめかしており、一度に三カ国交代では差し支えるので、在留も長く事情も心得ているハリスの重任を國務長官に働きかけるべきとしている。なお、ハリスは既に六一年七月一〇日付でスワードに辞意を表明し(ワシントン着は一〇月二二日)、リンカーン親書はとうに発信済である)、幕府が重任を要請しようとしたとき、アメリカ國務省は既に後任ライオンを決定していた(一〇月一八日受領、NARA, RG59, Despatch from Minister to Japan, 1861, no.42, アメリカ國務省文書 HMF6951-10-3。一一月一四日発令)。
- (77) Ibid. no.52. December 2, 1861 & enclosures. *Papers relating to Foreign Affairs*. 1862 (Japan), pp.806-810.
- (78) 共同覚書案の送付は、TNA, FO46/14/73. リンカーン親書等は、一八六一年八月三一日付オールコック宛訓令 FO262/23/100<sup>7</sup> イギリス外務省文書 HMF6951-46。一〇一号が十一月一六日には到着していたことが確認される。
- (79) リンカーン親書捧呈の報告は、NARA, RG59, Despatches from Ministers to Japan, 1861, no. 115, アメリカ國務省文書 HMF6951-10-3。
- (80) De 1<sup>st</sup>e Gouvernements Secretaris aan de Wit. 9 Nov. 1861, No.533. 註(86) Consulat Yokohamaごあつ。
- (81) JIN5, pp.193-195. 一八六二年三月月例報告。「オランダ総領事デ・ウィット月例報告一八六〇年―一八六三年」(三・完)『東京大学史料編纂所研究紀要』第二九号、七五―七六頁。石井掲掲書、一〇六頁。このとき、オランダ二船長にもほぼ一・五倍となる追給がおこなわれた(総計約三千両)。
- (82) 一八六一年九月三〇日、ロンドン駐在オランダ公使はハーゲに、フランスでの新聞報道をめぐって駐英公使団の一人から得た二つの情報を通報した。一つは、最後に触れるフランスのメキシコ政策であり、一つは東禅寺事件である。後者は、「テロ行為の動機は分かっている。日本政府が英国女王陛下の公使に支払うべき賠償金を渡すつもりであるならば、同政府が厳罰を加えなければならぬのは、必然的に、この「水戸」藩主に対してとなる」という情勢であり、公使団では賠償要求と水戸藩処分請求が必然化するという観測が流布していたことを告げている。賠償がリンカーン親書以降自明の要求と駐日外交団でみなされるようになっていたことを物語るか。Benick a Zuylen de Nijvelt, le 30 septembre 1861, NAHANL, Buitenlandse Zaken, 1813-1870, 2.0501, inv. nr. 2804, オランダ外務省本省文書 HMF6998-6-2。
- (83) 坪井善明『近代ヴェトナム政治社会史』(東京大学出版会、一九九一年)四一頁。中山裕史『幕末維新期のフランス外交』(日本経済評論社、二〇二一年)、三六六頁。六一年七月一六日付バンコク駐在イギリス総領事報告TNA, FO69/24/25によれば、カンボット(カンボジア)南部のハティエン(?)にフランス軍艦が集結し、タイ王朝が危機感を懐いていること、一八ヶ月間イギリス軍艦が来航していないので商船がバンコクに近付くのをためらっていることなどを伝えている。六二年初頭にスペインは対日条約締結使節派遣を幕府に通告するが、遂に使節を派遣することはできないままとなった。
- (84) Ferris, 161は、同趣旨の米國政府の考えを伝える一八六一年九月二四日付ラッセル宛ハーベストン書翰を引用する。
- (85) Albert Bushnell Hart, Pacific and Asiatic Doctrines Akin to the Monroe Doctrine, *The American Journal of International Law*, Vol. 9, No. 4 (1915)
- (東京大学史料編纂所、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
(二〇二二年三月一六日受付、二〇二二年五月二三日審査終了)



---

## **East Asia and the Civil War in 1861: International Relations around the Sovereigns' Letters Exchanged between Shōgun and Lincoln**

YOKOYAMA Yoshinori

It is a prevailing view that the preparation of the marriage of the Shōgun Tokugawa Iémochi and Kazunomiya, the younger sister of the Emperor Kōmei, was promoted under the Cabinet of Prime Minister Kuze Hirochika and Foreign Minister Andō Nobumasa during 1861. In the previous year, the Cabinet of Ii Naosuke, the Regent later assassinated, began to plan this marriage and thereafter the Bakufu was forced to embrace the anti-foreign policy of the Emperor, and in 1861, Iémochi wrote his letter to the sovereigns of treaty powers in order to request postponement of the execution of the 3rd article on the treaty ports' and cities' opening. In the United States, President Lincoln replied to the letter by himself. To this President's letter, few attention has been paid in Japan as well as in the U.S, and consequently, the domestic and international backgrounds of the letter and its effect on the foreign policy of the Bakufu have been overlooked or underestimated in the historiography. This article aims to explicate the hardline policy against Japan of the Administration of President Lincoln and the Secretary of State Seward from its beginning, which was caused by the assassination of Henry Heusken, the interpreter of the U.S. Legation in Japan, and the policy changing process to the sending of Lincoln's letter to Shōgun Iémochi. The analysis will be based on the diplomatic records of the Netherlands, Great Britain, and the United States. It will be pointed out that those sources reflect the European governments' evaluations on the ability of the Lincoln administration right after the outbreak of the Civil War. The U.S. administration finally withdrew its plan of military demonstration against Japan, and in place of it, Lincoln's letter and its accompanying letters requested Japan to fulfill the treaty stipulations, demanding duly punishment of Heusken's assassins, or, otherwise, to give satisfaction for the crime at first. The Bakufu accepted the letter and ordered to give satisfaction. Such indemnities were also paid successively to the Netherlands, Great Britain, and France, whose subjects had also been assassinated by antforeign samurais. As a result, the Bakufu suffered from complicated limitations in the diplomatic negotiations caused by repeating demands and concession of indemnities.

Key words: the Civil War, LINCOLN. A, TOKUGAWA Iémochi, SEWARD W., letter of Shōgun, President's letter, the Netherlands, indemnity for casualties of attacks by antforeignism, postponement of execution of articles on the treaty ports' and cities' opening, declaration of Paris (1856)

---